

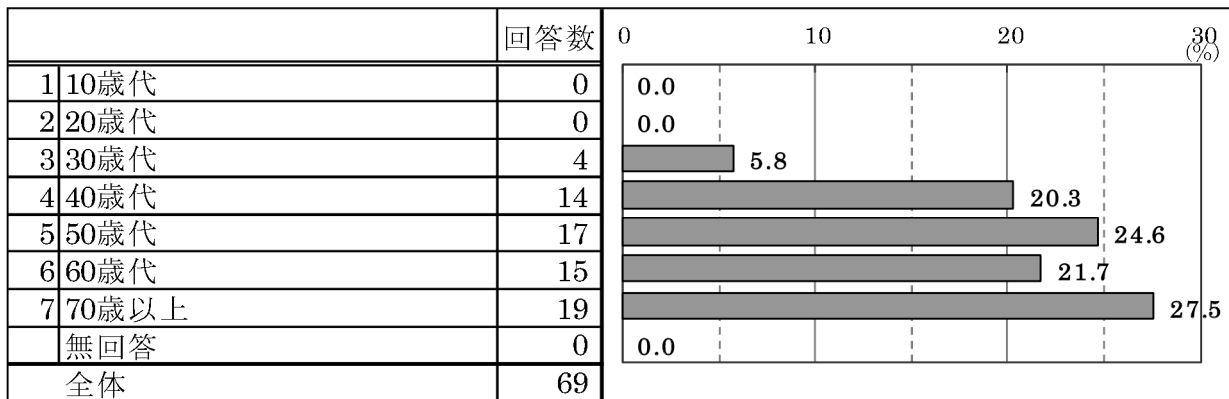
6-4 個店経営の状況

(1) 事業所の経営者・従業員数・年間販売額

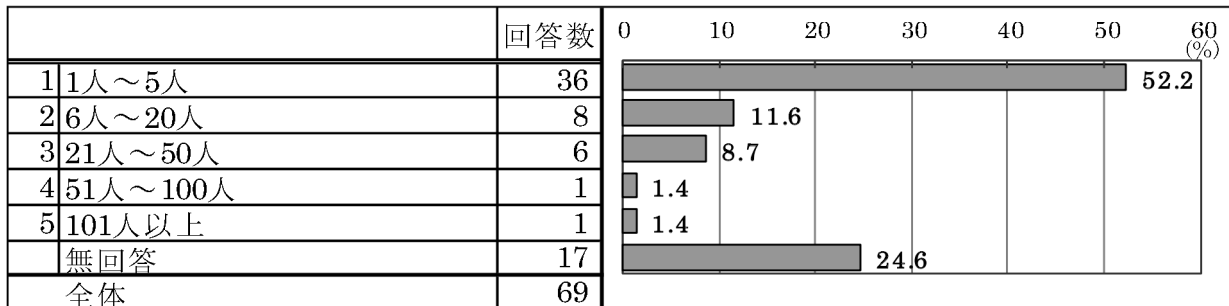
『経営・労働実態調査』では、市内 229 事業所、市外 4 事業所から回答があり、このうち、業種が「卸売業・小売業」は 69 事業所で、全回答者の 29.6%となっており、回答内容は次のとおりである。

- ・個人経営の 31 事業所については、代表者の年齢が「70 歳以上」が 12 事業所、「60 歳代」が 9 事業所であり、2/3 の事業所の代表者が 60 歳以上となっている。
- ・従業員規模は、「1 人～5 人」が半数以上となっている。「個人経営」で記載のあった事業所はすべて「1 人～5 人」である。
- ・29 年度期の年間販売額は、「1 千万円未満」が 27.5%、「2 千万円～3 千万円未満」が 15.9%、「3 億円以上」が 14.5%となっている。3 千万円未満が全体の 56.5%である。

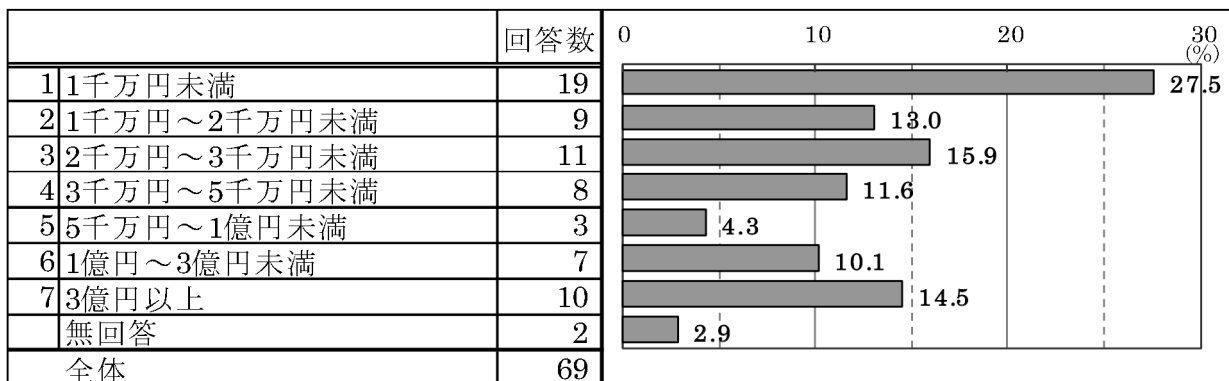
《代表者の年齢》



《従業員規模別事業所数（男女別集計）》



《29 年度期の年間販売額（売上高）》

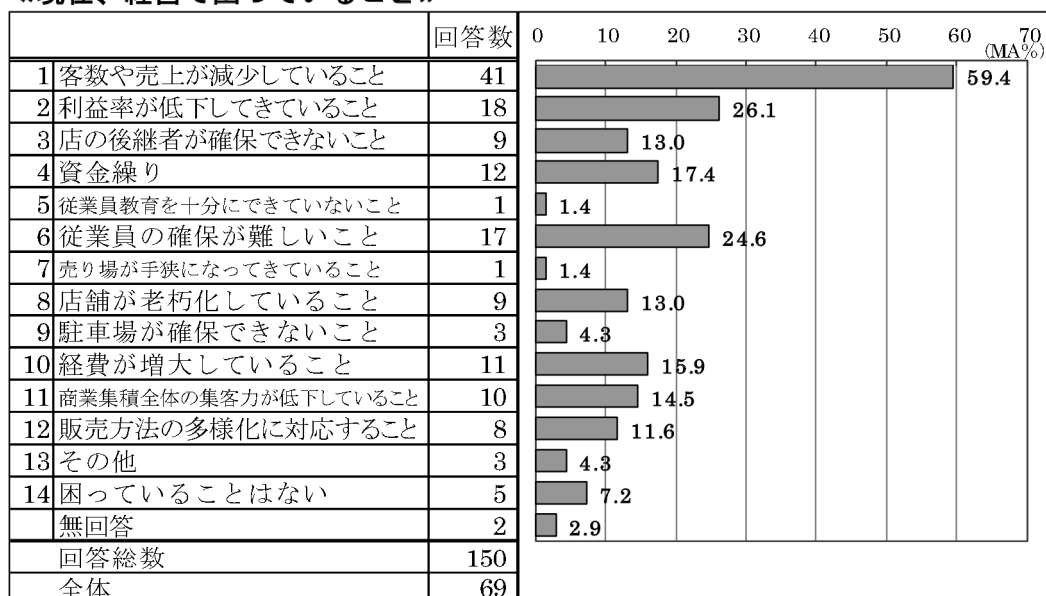


(2) 現在の経営課題

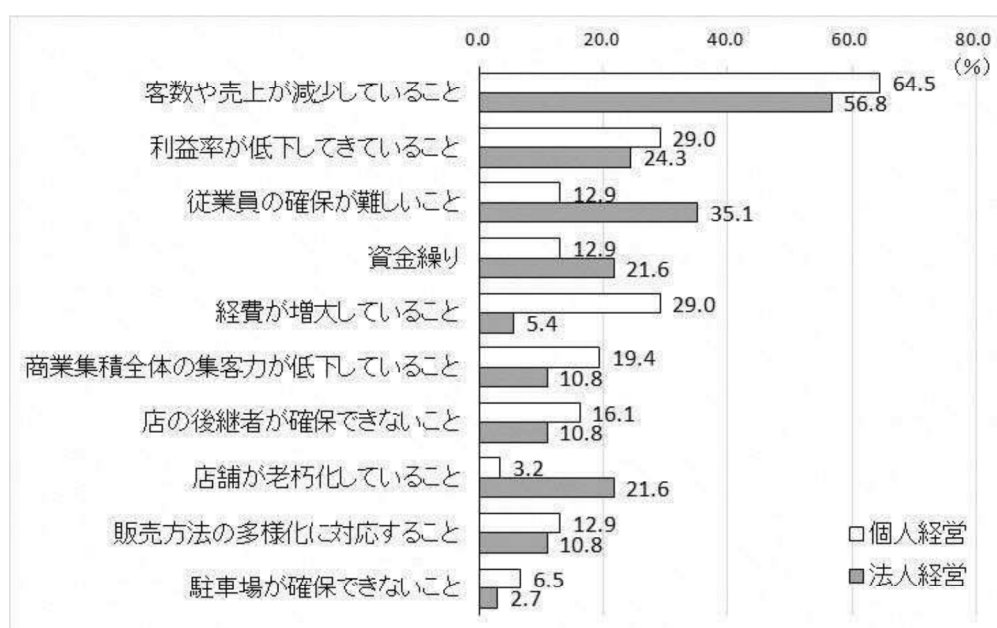
『経営・労働実態調査』で、現在、卸売業・小売業事業所が経営で困っていることについて回答を求めた結果は、次のとおりである。

- ・59.4%の事業所が、「客数や売上が減少していること」としている。
- ・個人経営事業所は、「利益率が低下してきていること」「経費が増大していること」「商業集積全体の集客力が低下していること」をあげている。店の後継者が確保できていないとする個人経営事業所も16.1%あった。この数字は廃業を予定している事業所は含まれていないと考えられるため、後継者問題としては更に深刻なものだと思われる。
- ・法人経営事業所では、「従業員の確保が難しいこと」「利益率が低下してきていること」「店舗が老朽化していること」が20%以上となっている。

《現在、経営で困っていること》



《経営主体別 現在、経営で困っていること～10位まで～》



6-5 経営継続

平成 28 年経済センサス活動調査によると、本市の創業率は兵庫県内の自治体では 7 位で兵庫県の平均値を上回っているものの、廃業率は兵庫県内のトップとなっており、経営継続が難しい環境であることがわかる。前述の次世代への承継がうまくいかないなどでの廃業も考えられるが、『経営・労働実態調査』の自由回答においても、市外から参入した事業者が地域のコミュニティに入りにくいという意見も出ており、独特の規制とともに新たな事業が継続しにくい要因が他にある可能性がある。

兵庫県内創業率順位

	自治体	総数	存続事業所	新設事業所	創業率
	兵庫県	214,169	192,469	21,700	10.13
1	神崎郡市川町	494	429	65	13.16
2	西宮市	13,895	12,070	1,825	13.13
3	加古郡播磨町	1,043	915	128	12.27
4	明石市	8,937	7,859	1,078	12.06
5	神戸市	66,882	58,863	8,019	11.99
6	揖保郡太子町	1,228	1,082	146	11.89
7	芦屋市	2,874	2,558	316	11.00
8	朝来市	1,727	1,542	185	10.71
9	川西市	4,014	3,591	423	10.54
10	宝塚市	5,423	4,868	555	10.23
11	尼崎市	17,333	15,577	1,756	10.13
12	伊丹市	5,607	5,052	555	9.90
13	神崎郡福崎町	971	877	94	9.68
14	姫路市	23,660	21,401	2,259	9.55
15	三田市	2,730	2,473	257	9.41

資料：「平成 28 年経済センサス活動調査」

兵庫県内廃業率順位

	自治体	総数	廃業事業所	廃業率
	兵庫県	214,169	34,319	16.02
1	芦屋市	2,874	596	20.74
2	神戸市	66,882	12,612	18.86
3	宝塚市	5,423	984	18.14
4	西宮市	13,895	2,394	17.23
5	明石市	8,937	1,531	17.13
6	尼崎市	17,333	2,866	16.53
7	神崎郡福崎町	971	160	16.48
8	姫路市	23,660	3,811	16.11
9	伊丹市	5,607	882	15.73
10	川西市	4,014	592	14.75
11	加古川市	8,291	1,206	14.55
12	朝来市	1,727	240	13.90
13	赤穂郡上郡町	641	88	13.73
14	川辺郡猪名川町	610	82	13.44
15	洲本市	2,371	318	13.41

資料：「平成 28 年経済センサス活動調査」

6-6 「働き方」の変化

平成 31 年 4 月に働き方改革関連法案の一部が改正され、中小企業に対しても令和 2 年 4 月から順次適用されている。人口減少に伴う労働力不足への対応のための政策であるが、『経営・労働実態調査』及び『労働実態調査』の結果によると、本市においては、経営側も労働者側も取り組みが遅れている傾向がある。

『経営・労働実態調査』では、経営で困っていることは、総じて「客数や売り上げの減少」や「利益率の低下」などがあげられているが、年間売上高が高い事業所では、「従業員の確保」が大きな問題としてとらえられている。このことは、「現在の人手の充足状況」でも明らかになっており、必要としている人手の就業形態は、総じて「パート・アルバイト・契約社員・嘱託」が多い。

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

事業者におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みは、「業務改善による労働時間の短縮」が 37.3%と最も多く、次いで「休暇の取得を奨励・促進」が 18.9%となっている。一方で、「取り組んでいることはない」事業所が 31.8%となっている。「取り組んでいることはない」事業所の取り組みを進める上での課題は、「取り組む必要がない、必要性を感じない」が 41.9%となっている。これは、事業所規模が小さく、これまで被雇用者の

労働条件について、法規制の対象から除外されていたために、意識する必要性がない状況であったことが考えられる。また、家族経営に近い事業所では、労働時間や休暇などに柔軟な対応が図られやすいことも要因の一つであると推察される。

(2) 働く人のニーズの多様化

労働者のうち「ワーク・ライフ・バランス」の認知度は、64.9%であるが、内容も知っている人は、34.7%である。労働者が「ワーク・ライフ・バランス」の実現のために希望する取り組みは、「業務改善による労働時間の短縮」「休暇の取得を奨励・促進」が30%を超えている。労働時間が長い実態を反映しており、また有給休暇もとりにくい状況が推察される。ただし仕事への満足度、不満度に関する調査では、突出する賃金や、仕事の内容に比べ、労働時間や休日に関しては、優先順位が比較的低いと考えられる。

7 本市地域経済における「課題」と「強み」

広域商業診断結果の分析より見えてきたものは「課題」だけでなく、芦屋市ならではの「強み」も見えてきたため、下記のとおり「課題」と「強み」を整理した。

7-1 「課題」

広域商業診断結果から下記のような様々な課題が整理できた。

①消費者ニーズの対応

地区ごとに住民の年齢構成や消費行動、所得、通勤・通学先などが異なることから、消費者のニーズは多種多様化しているため、下記の課題が考えられる。

- ・食料品や惣菜など品揃えの充実
- ・商品・サービスの提供方法（インターネットや宅配の活用）の検討
- ・商店街等の業種の増加
- ・「機能・施設・設備」（駐車場、駐輪場、休憩スペース等）の充実

②商業環境の改善

『商業施設来街者調査』で、商業施設を利用する理由として、「近い、通り道だから」が最も多いが、「他の用事を済ませられるから」「店や街の雰囲気が良いから」などの回答もある。これらの来街者を増やし、商品・サービスの購入に繋げていくため、下記の課題が考えられる。

- ・商店街の活性化
- ・商店街の空き店舗活用促進
- ・高齢化に伴う後継者の確保
- ・技術や知識の承継者の確保
- ・従業員の確保
- ・業務改善による労働時間の短縮及び休暇の取得を奨励・促進

③新たな取り組みへの対応

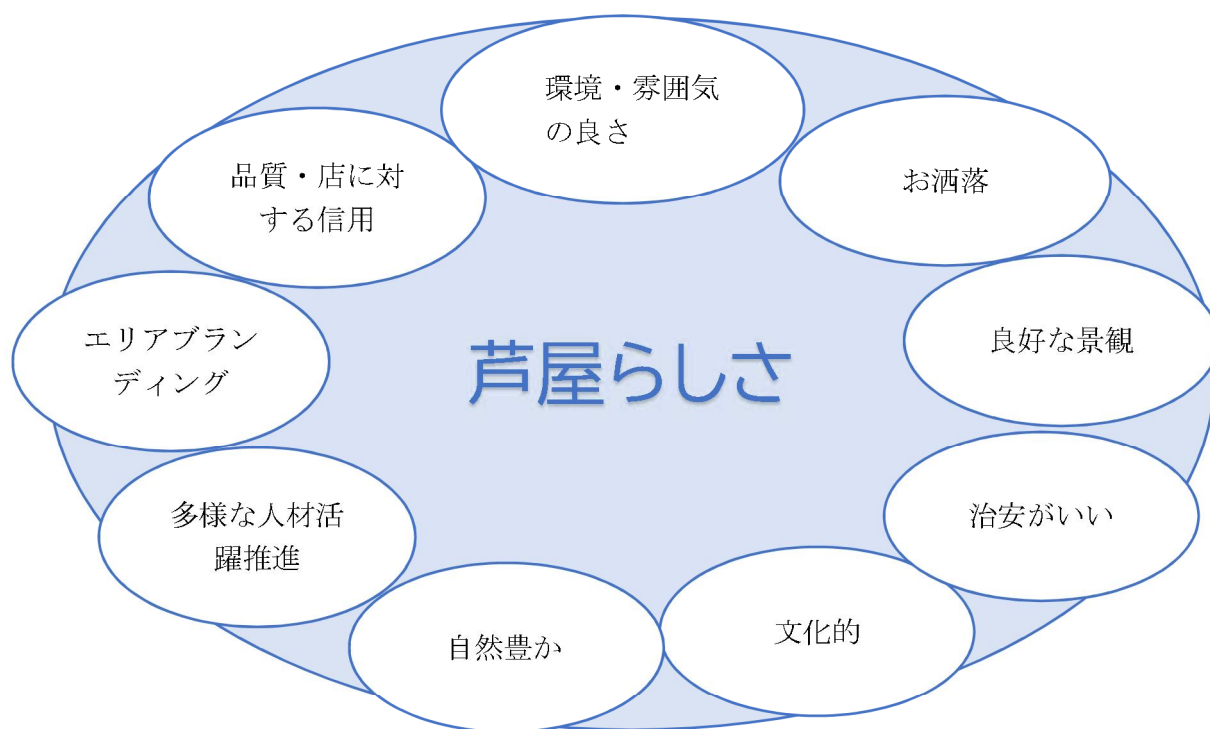
通信販売やインターネット販売の利用が増えており、電子マネーなどの利用も進んでいる。これらは、個人経営の店舗においても対応が求められるため、下記の課題が考えられる。

- ・インターネット販売や宅配業者の活用・促進

7-2「強み」

広域商業診断結果からは、「品質」や「店に対する信用」が高い評価を受けており、これは本市の「強み」であると考えられる。また、市全体の将来像に関して行なわれた「第5次芦屋市総合計画策定に向けた団体インタビュー」や「芦屋市の現状把握に関する調査・分析報告書」（参考資料）の結果にも、本市の独自性を生かしたまち全体の発展について、下記の意見があがっており、これらも本市の「強み」であると考えられる。地域経済発展とまちの発展が不可分なものという認識の上に提言されたものであり、計画策定過程で考慮する重要な指摘と受け止める必要がある。

下記図に示すとおり、「芦屋らしさ」とは、本市の「強み」の集合体と考えられ、これらを増進することは、「芦屋らしさ」の向上になると考えられる。



第3章 本市の商工振興に向けた方向性及び主な取り組み

本市において中小企業・小規模企業の振興を図るには、市内事業所の重要な部分を占める小売業の活性化を主眼に置き、関連する飲食業やサービス業にその効果が波及することが有効であると考ええる。

小売商業活性化のためには、市外での購買力を少しでも市内に引き戻し、近隣商業施設において身近なニーズに応えること、また、近隣市からの顧客の流入を増やすことが必要である。そのためには、①消費者ニーズへの対応、②商業環境の改善、③新たな取り組みへの対応などが考えられる。

第2章で述べた課題及び本市独自の地域特性を踏まえ、今後の地域経済振興の基本方針を決定する。

課 題		基本方針の 対応項番
①消費者ニーズの対応	品揃えの充実	3
	商品・サービスの提供方法	3
	商店街等の業種の増加	3
	機能・施設・設備の充実	1・3
②商業環境の改善	商店街の活性化	2・3
	商店街の空き店舗活用促進	2・3
	高齢化に伴う後継者の確保	4
	技術や知識の承継者の確保	4
	従業員の確保	2
	業務改善による労働時間の短縮及び休暇取得の奨励・促進	2
③新たな取り組みへの対応	インターネット販売や宅配業者の活用促進	3・5・6

地域経済振興の方向性は、個別の課題を解決し、マイナス要素となっているものを減減していく方向と、本市独自の特徴＝「強み」をさらに強化、積極的にPRし、他の自治体との差別化を図る方向の2方向あると考えられる。

本市においては、他の自治体と類似する様々な課題を解決することが地域経済振興に必要なものはあるものの、そのみでは大規模商業施設を有する近隣商業地に対して優位性が得られない。政令指定都市と中核市に挟まれ、行財政上のスケールメリットが得られにくい本市においては、「強み」をさらに強化し、副次的にマイナス要素をカバーすることが有効である。

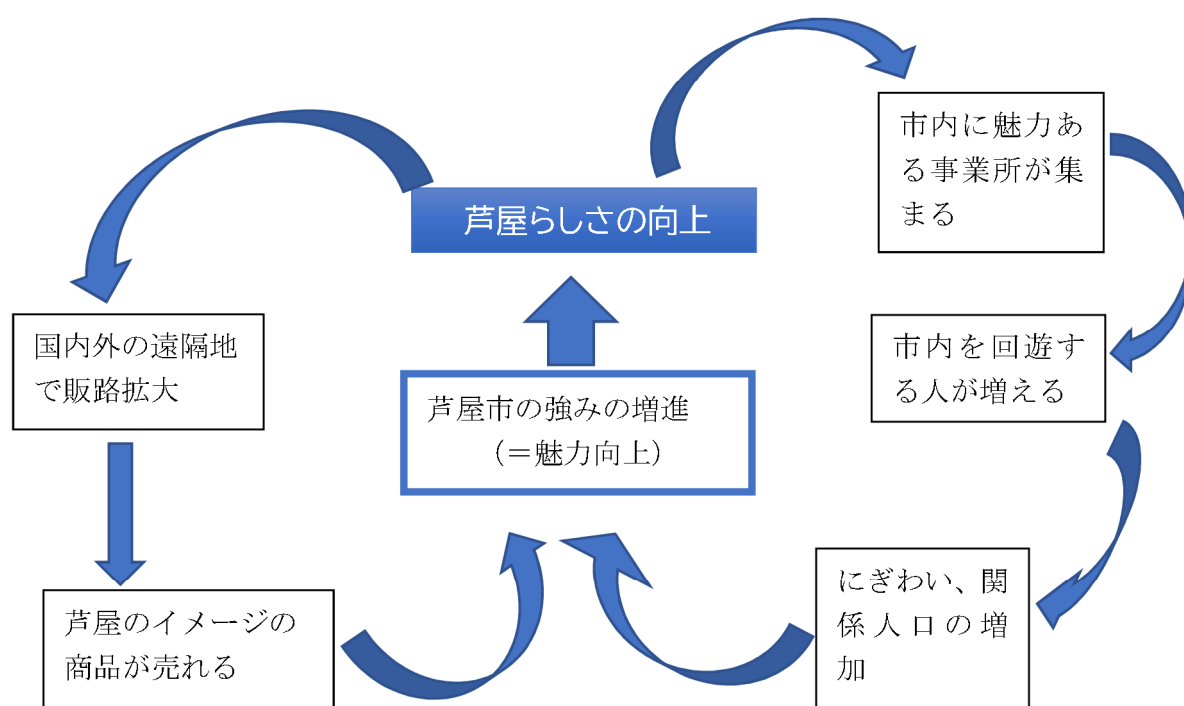
本市においては以下の6つを基本方針とする。

1 芦屋らしさを生かした集客と販路拡大

本市のイメージは「上質な住宅都市」であり、商品や店舗もこの観点での優位性が高い。このイメージを生かした商品、事業所が集積することにより、賑わいが生まれ、安定した昼間人口が確保でき、さらに住宅都市の価値を高めることにつながる。このイメージは、小売店舗だけでなく、その他の事業のイメージにもつながるものである。

良質な商品のイメージが高まれば、国外も含めた遠隔地まで販路を拡大できる。住宅都市としての芦屋ブランドを維持するためには、芦屋らしさを生かした産業も必要な要素であることをこの計画であらためて明確にする。

また、芦屋へ訪れてもらえるよう、芦屋ならではの空間や休憩スペースの充実等を行い、更なる消費者の獲得を図る。



- (1) 阪神間連携ブランド発信事業や日本遺産など、市域を超えた地域に共通する文化をテーマとした集客により、他市（酒蔵など）を訪問する観光客を取り込む。
- (2) 首都圏を中心とした市外に臨時出展する事業者や恒常的に市外に販売拠点を持つ事業者の協力を得て、芦屋市のイメージ発信による販売促進を図る。
- (3) ふるさと納税寄附返礼品によるアピールを行う。
- (4) ハイキング客など自然環境を生かした集客とともに、市内の商店利用につながるよう情報発信を行う。
- (5) 市の中心にある商業地域を振興することによって市外から集客し、市全体に回遊させる。
- (6) 官民連携（エリアブランディング）による活性化への取り組みを行う。

2 多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出

後継者がいない老舗・人気店舗を継続させるための後継者探しや経営権の譲渡などを応援する体制や、新規に開業を希望する人への支援の充実を図ることが必要である。

また、これまでになかったビジネス形態が参加してきており、既存事業者との交流や連携を行うことにより、既存事業者の抱える課題を解決し、新たなビジネスにつなげるきっかけになる可能性が高い。

- (1) 空き家・空き店舗の活用を促進する。
- (2) 起業コンテスト等、全国から新規参入者を募る仕掛けをつくる。
- (3) 新規事業者が地域へ浸透できるよう支援する。
- (4) 既存事業者との交流により販路開拓や連携した新事業につなげる。
- (5) 障害者雇用奨励金による障害者雇用支援を行う。
- (6) 雇用支援を行う。
- (7) 法制度改正の際の支援を行う。

3 消費者ニーズに対応した多様な職種、事業形態の成長の促進

消費者は「品揃え」「多様な業種」を求めているが、一方で住環境を乱すような大規模店舗を希望しておらず、「オリジナリティのある商品、店舗」の魅力を認める傾向があり、その価値を理解することが芦屋市民の特徴とともらえられる。また、高齢化が進むにあたり外出や買物行動を支援するためにも、地域のライフライン的な意味合いで商品・サービスの提供方法を検討していく余地がある。

現在の店舗の評価も「品質」「接客態度」「店に対する信用」が上位にきており、各店舗のこだわりが魅力となっていることが多い。この強みをさらに強化しながらもニーズにこたえていくため、異業種が連携し、各事業者や商店街の特徴を生かした新たな商品の開発、販路拡大を支援する。更に、市域をまたいだBtoBへの展開、展示会出展やインターネットを活用し、広範囲での顧客の獲得、海外展開の支援を行う。

また、通信販売やインターネット販売の利用により、電子マネーなどの利用も進んでいる。これらは、個人経営の店舗においても対応が求められるため、個店の商業力の強化（キャッシュレス対応機器やインターネット環境の整備促進など）の支援が必要と考えられる。

- (1) 独自性の高い商品や魅力ある店舗づくりを支援する。
- (2) 事業者同士の相互の連携による新商品開発、顧客開拓支援を行う。
- (3) インターネットの活用・促進を支援する。
- (4) 展示会等への出展支援を行う。

4 技術、知識の承継

数字上は卸売業、小売業が多いが、製造卸売、製造小売の存在も大きい。数は少ないながら菓子や服飾などセンスのある地元製造の躍進が、地域経済に大きく貢献している。老舗を若い後継者が承継し、新事業で新たな価値を創造する等、これらのものづくり事業者を支援することで、その特色を生かし、地域経済の活性化や回遊性の向上を図る。

- (1) コワーキングスペースやイベント出展において職人同士の交流を活発にし、相互協力を促進する。
- (2) コワーキングスペースにおいて「ものづくり（ハンドクラフト）」に特化したセミナーを開催し、ものづくりを目指す新規事業者を支援する。
- (3) 技能功労者表彰により市民のものづくりへの関心を高める。
- (4) 芦屋市経済の活性化のため事業承継を支援する。

5 W i t h コロナに向けて

新型コロナウイルス感染症（C O V I D-19）は、令和元年12月より中国の武漢市から広がったと考えられており、WHO（世界保健機関）は、令和2年1月30日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、世界的な感染拡大の危機を示した。

日本においても、令和2年2月1日に「指定感染症」に位置付けられ、同年4月7日に「緊急事態宣言」が発令された。飛沫感染または接触感染により感染するウイルスであるため、感染拡大が止まらず、商店等は休業を余儀なくされ、多大な損害をもたらした。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により外出できないため、消費者のニーズに変化が起こり、テイクアウト事業や通信販売が需要を伸ばした。

ワクチンは開発されたが、W i t h コロナとして、これまでのビジネスとは異なった「3密の回避」などの新しい生活様式を取り入れるような方法が求められている。また、これから起こりうる危機に対して危機対応能力の強化ができるよう支援や情報の提供等を行う。

- (1) 国県の動向を踏まえた支援を行う。
- (2) 関係団体から情報を収集し事業者を提供する。

6 地域ぐるみで事業所支援

地域経済の振興は本市の活性化に必要であり、また防災・防犯の観点からも市内で働く商工業者の存在は欠かせないものである。特に本市の事業者は、阪神淡路大震災発災時に、市民生活を守り、その後も復興の主力となってきた経過がある。子育てや高齢者への心配りの点でも、市内事業者の力は大きく、その存続は商工業の範囲を超えた、まちの発展にかかわる。

市民がそのことをよく理解し、地域で事業者を支え、応援できるよう取り組む。

- (1) 市民に向けて、理解と協力が得られるよう情報提供等を行う。

- (2) 関係団体から情報を収集し事業者を提供する。
- (3) 災害時等事業継続のための支援を行う。
- (4) 芦屋市商工会の経営発達支援計画策定及び実施を支援する。
- (5) 芦屋市商工会の市内消費活性化事業と連動し、地産・地消促進事業を実施する。

《具体的な事業例》

【継続実施】

事業名	内容	連携先	基本方針 対応項番	備考
阪神間連携ブランド 発信事業	4 者連携によりこの地域の文化を発信し、市内の活性化につなげる事業。独自性のある店舗や商品に物語を感じさせることで価値を高める。	阪神南県民 センター・ 西宮市・ 阪神電鉄㈱	1	R3 年度までは 神戸市東灘区・西 宮市・阪神電鉄㈱ との連携
阪神間日本遺産推進 協議会誘客促進事業	5 市の申請により認定された日本遺産「伊丹諸白」と「灘の生一本」により阪神間に残る酒造家が育んだ文化の発信により、連携各市との回遊性を求め、市内の活性化を図る。	伊丹市・ 神戸市・ 西宮市・ 尼崎市	1	
ふるさと寄附金返礼 品	芦屋ならではの返礼品を開拓し、ふるさと納税サイトで芦屋市の商品を全国へアピールし、販路拡大に繋ぐ。		1	
エリアブランディング プロジェクト	JR 芦屋駅・国道 2 号から阪神芦屋駅・鳴尾御影線までの個性的な店舗などが緩やかに集まる地区と旧山邑家住宅までの芦屋川沿いの連なりをブランディングエリアとし、起業・市民活動の支援、回遊性の向上に加え、JR 芦屋駅南地区再開発事業との連動により、官民が連携し、更なる賑わいなどの新たな価値の創出を図る取組を行う。		1	第 2 期芦屋市創生 総合戦略
商業共同施設補助	共同施設の建設、改修等に要する費用の補助を行い、商店街の設備整備の支援を行う。	兵庫県	1・3	
商店街ファンづくり 応援事業	地域特性や住民のニーズに応じた活性化事業を支援し、商店街の地域コミュニティ機能の強化、地域の社会的課題の解決、地域の賑わいの創出を図るため実施する事業に要する経費に対して支援を行う。	兵庫県	1・3	令和 4 年度新規事業
特定創業支援等事業	創業塾、フォローアップセミナーを開催し起業家への支援を行う。	芦屋市商工会	2	

事業名	内容	連携先	基本方針 対応項番	備考
障害者雇用奨励金	障がいのある人の雇用を行う事業所に奨励金を支出し、芦屋市内に居住する障害者の長期雇用促進を図る。		2	
福祉事業所等商品のふるさと寄附金返礼品採用	市内の福祉事業所商品や障がいのある人を雇用する事業所の商品をふるさと寄附金返礼品として採用。		2	
女性活躍推進事業	起業等を希望する女性を対象とした、スキルアップなどの講座開催や「女性のためのステップ相談（女性活躍相談）事業」実施のほか、「ASHIYA RESUME 事業」では新たな一歩を踏み出したいと考える女性を応援するプログラムの実施により、起業等を希望する女性の支援を行う。		2	
コワーキングスペース事業（芦屋市創業・経営継続・交流支援事業）	事業者間交流、先輩起業家によるアドバイス、経営専門相談、他市コワーキングスペースとの交流、セミナー、情報提供、ポストオフィスボックスの設置により独立して働く個人や起業家への支援を行う。	芦屋市商工会	2・4	
商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業	商店街空き店舗を活用した新規開業者の誘致に対する支援を行う。	ひょうご産業活性化センター	2・3	令和3年度までは「活力あるまちなか商店街づくり促進事業」
芦屋市中小企業融資制度	芦屋市内の中小企業の資金融通を円滑化し、その育成振興を図り、本市中小企業の健全な発展に資することを目的として実施する。	取扱金融機関、兵庫県信用保証協会	2・3・4・6	小規模事業小額資金は信用保証料を市が負担。
商店街街路灯補助	商店街の街路灯に対する電気料金補助により共同で使用する経費の軽減を行う。		3	
先端設備導入基本計画認定及び固定資産免除	生産性向上のための設備投資に係る計画認定と認定を受けた設備に対する固定資産免除を行う。		4	
芦屋市技能功労者表彰	同一職種に従事し、すぐれた技能で社会に貢献してきた方を対象に、功績をたたえ、技能労働者の社会的・経済的地位および技能水準の向上を図ることを目的に表彰する。		4・6	

事業名	内容	連携先	基本方針 対応項番	備考
芦屋市商工振興功労者表彰	商工業振興及び組織活動への意欲を高めるため、商工振興功労者を顕彰する。	芦屋市商工会	4・6	

【随時実施】

事業名	内 容	連携先	基本方針 対応項番	備考
市外でのイベント出展	市または関係団体による市外での臨時出展により芦屋市の商品のPRを行う。	イベント主催団体	1・2 ・3	マルシェ R4年11月
国際出展、海外進出セミナー参加	随時市HP、商工会で募集を行う。	兵庫県	2・4	
広報あしや、ふるさと寄附金返礼品等での紹介	広報あしやでの特集や、ふるさと寄附金返礼品としてふるさと納税サイトに掲載し、事業所の紹介を行う。		3・4	
関係団体からの情報収集	芦屋市に対し、セミナー・助成金・コンテストなどの情報提供をしてもらえるよう、商工関連機関、金融機関等に働きかける。		3・6	
商工団体による情報提供	芦屋市商工会を通じてセミナー・助成金・コンテストなどの情報を提供する。	芦屋市商工会	3・6	
キャッシュレス決済還元事業	厚生労働省が公表した「新しい生活様式」として推奨されるキャッシュレス決済により、感染リスクを低減しつつ、市内の加盟店舗の売上向上とキャッシュレス決済利用促進を行う。		3・5・6	R2年10月・ R3年2月・ R4年9月実施
がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業	新型コロナウイルス感染症による消費の落ち込みを回復するため、商店街等が実施するお買い物券・ポイントシール事業による消費喚起を図ることで、地域商業の活性化を図る。	兵庫県	5・6	R4年 9月～10月実施

《指標》

指 標 項 目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	目指す 方向	令和 9 年度 目標値	基本方針 対応項番
市内事業所数	2,874 件 ※平成 28 年経済センサスより		3,017 件 ※令和 3 年経済 センサス速報値	↑	3,150 件	1・2・ 3・4・ 6
芦屋市商工会 会員数	943 人	967 人	1,022 人	↑	—	6
コワーキング スペース利用 件数（年間）	1,225 件	466 件	755 件	↑	1,300 件	2・3・ 4
新規創業者数 （年間）	17 件	16 件	13 件	↑	20 件	2

1 第5次芦屋市総合計画策定に向けた団体インタビュー

(令和元年度)

目的：第5次芦屋市総合計画策定に向け、広く意見をお聞きするため、内容：各分野で活躍する28団体の方々を対象に、芦屋市の強みや理想の姿など、芦屋市への思いをインタビューし、取りまとめたもの。

結果：回答の抜粋

現在の芦屋市はどんなまちだと感じていますか

・人の立ち振る舞いがスマートで、おしゃれでこだわりのお店も多い

皆さんの立ち振る舞いがスマートだと思います。さっぱりしていて、干渉しすぎず、よい距離感を持って付き合えます。また、色々こだわりのあるお店や家が多かったりしますが、それでいて決して華美ではない。おしゃれと言うのか、大人と言うのか、洗練されたセンスのようなものがあるように思います。

・まちが綺麗

とにかく、まちが綺麗です。ゴミがほとんど落ちていません。他都市ではよくゴミが落ちているのを見かけますが、芦屋ではそれが無いので、たまにゴミが落ちているのを見るとすごく衝撃を受けます。

・特徴を持たせることができるまち

本当の芦屋ってどんなまちと言われても、これといった特徴がなく、本当の意味での芦屋らしさは何かというのは正直難しいと感じています。しかし、芦屋の中にある本物を突き詰めると、ガラパゴス諸島のように、逆に魅力になるかもしれません。中途半端に他都市を真似るのではなく、例えば、芦屋の小学生は全員茶道でおもてなしができるなど、特徴を持たせることができるまちなのではないかと感じています。

・小さいおしゃれなお店の方が似合っている

芦屋には大規模なショッピングモールよりも小さいおしゃれなお店の方が似合っているように感じます。

・どこに行っても“あしやから来ました”と言うと通じる(先人の遺産)

芦屋の認知度は高いと思います。山歩きなど他の市町村に行ったときに、その土地の方にどこから来たか聞かれても、「芦屋です。」と言うとすぐ分かってもらえます。そういった点で素晴らしいまちだと思います。だいたいの場所で「芦屋」は通じると思います。

・お金持ちが大勢住むまちというイメージ

やはりお金持ちのまちということで認識されているのではないのでしょうか。市外の方は、直接的にお金持ちのまちだとは言いませんが、そういった意識でお話されています。特に六麓荘といった地域を想定されているのだと思いますし、共通してそのような認識を持たれているように感じます。

芦屋市の強み（自慢できる点、満足している点など）は何だと思われますか

・ **街並みがきれい、自然が豊か、おしゃれな店が多い、美味しいものがある**

統一した強みでなくても、強みはいくつあってもいいと思います。しかし、強みを上手く打ち出せているかというところではなく、一部の強みだけが全国に発信されているのが残念です。

・ **芦屋というブランドの存在**

阪神 7 市 1 町に出かけることも多いのですが、「芦屋に住んでいます」と言うと皆さんがいいなあと言われます。他市の良いところも多くありますが、やはり芦屋というブランドは皆さんの心の中に響いているものなのだという気がします。

・ **良好で便利な住環境と治安の良さ、品の良い住民**

芦屋市は、良好な住環境にありながら大阪や神戸といった大都市へのアクセスがよく、治安もよいまちであり、住民の品が良いと思います。芦屋のブランドがまだ生きており、そのような芦屋市民の来院を期待して、市外他地域の基幹病院から芦屋市の医療機関への連携を求める声が多くなっています。

・ **本物を見極める目を持つ人が多い**

裕福だから高いものが好きというのではなく、金額に関わらず、おいしいものはおいしい、良いものは良いと、必要なものに必要なだけお金を使う人が多く、そういう人は上品だと感じます。本物を見極める目を持った人がいるのは、ひとつの芦屋の良さではないでしょうか。我々建設業では、こだわりのあるものを作らせてもらえるし、それがまちに残っていくというのが経験にもなりますし、誇りにもなります。

・ **住民の文化水準とまちを愛するプライドが高い**

住んでいる人の文化水準が高く、心に余裕があるから、人に優しくできるのだと思います。助け合いの精神が行きわたっていて、相互の関係性ができています。

また芦屋の人は、びっくりするほど芦屋のことが好きであり、芦屋市民であるということに誇りを持って生活していると感じます。

・ **芦屋ブランドがある**

他市から見ると芦屋ブランドというものがあって、まちのイメージは良いと思います。ただ、それを間違えて認識し、商売をしたら大変な目に遭うかもしれません。本当は良いものが埋没しているまち。国際文化住宅都市と言っていて、文化自体はあることはあり、市域が狭く、何となく集まっているけれども、それが伝わらないから皆さんはそれ以上に不満の方に目がいくのではないのでしょうか。本当は良いものが埋没していると思います。

・ **文化的素地のある人材が豊富**

芸術・音楽・芸能などの文化に対する理解がある市民が多いこと、これが芦屋らしさで、また強みでもあると思います。芦屋のまちは文化的素地のある人材の宝庫と言えるのではないのでしょうか。

・ **著名な多くの方が芦屋に住まわれている**

音楽家や芸術家など、世界的に活躍されている著名な方々が芦屋にお住まいになっていることも芦屋の強みだと思います。このような著名な方々と芦屋のつながりをもっとアピールしてほしいと思います。

・ **住環境が良く人が温かいほっこりしたまち**

住環境が良く、プランディングがしっかりしていて全国でも有数の住宅都市として名が知れている点が強みです。一方で、お金持ちのまちというイメージが先行してしまい、芦屋というまちが誤解されていることが弱みにもなっているように感じられます。

芦屋市を魅力的なまちにするために必要な取組は何だと思われますか

・ **高級住宅街だけでない色々な地区の良さ、山のロックガーデンや海の砂浜やバーベキューで
きる場所、川遊びなど、自然の豊かさや遊ぶところ**

今後もベットタウンという位置づけは変わらないと思いますが、そこからどう広げていくのが課題です。高級住宅街だけでない色々な地区の良さ、山のロックガーデンや海の砂浜やバーベキューできる場所、川遊びなど、自然の豊かさや遊ぶところも含めて知ってもらうことが必要です。

・ **既存の製造業を維持することも必要**

芦屋市として、新たな工場も作りたくないし、大企業も誘致したくないのだと思います。しかし、一旦工場を潰すと新たに建てることができないため、製造業は、今ある工場を使い続けたいといけません。そうすると、本社だけ芦屋に残し、市外に工場をつくるなど、市外に移転してしまう可能性が高くなります。

・ **市内産業の活性化**

市外業者が公共工事を多く受注すると、市内業者の工事量が減少し、その分の税収が少なくなりますが、逆に、市内業者ですべてまかなえるわけかという、そうではないので、難しいところです。建設業組合や商工会でも会員数を増やそうとしていますし、異業種交流の見本となるべく新世会という老舗の会を立ち上げています。

商売人はクリーンな商売をし、客もトラブルのないお客さんであってほしいし、悪い人が得したり、正直者が馬鹿を見るということではダメだと思います。

・ **住環境をよくするための産業配置でブランド力を高める**

住環境が芦屋のブランドイメージであり、産業都市への転換は考えにくいと思います。住環境をより良くしていくための産業をうまく配置することで、よりブランド力を高めることができるのではないのでしょうか。

文化的背景を持つ市民を巻き込んで文化的発信をしたり、飲食を活かして文化的価値を上げていくなどといったポテンシャルがあるまちだと思います。

・ **文化的歴史的背景などの対外的な発信**

地域資源は全国的にも高いレベルにあると考えられますので、その魅力を対外的に発信していく必要があると思います。文化的な指標がひとつあれば、発信の仕方も変わるので、シンボリックなものができればいいでしょう。弥生時代からずっと人が住んでおり、在原業平や楠木正成といった歴史上の人物にゆかりがあるなど、文化的歴史的背景があるので、そういった部分をもっと前面に出すべきだと思います。

・ **楽しく巡れるお店のある地域づくり**

この辺は、震災前は芦屋で一番古い商店街で雨の日も濡れずに生活できるような地域でしたが、震災後はアーケードがなくなり店の数は半減し、新しい店も加わっています。もっと地元の人に来てもらえるようにしたいのですが、市場やスーパーがない

のでそれを中心とした買物や散策の流れができず、ピンポイントで店を目指してやってくるのが現状です。子どもが少しでも店を覚えてくれればと思い、ハロウィンイベントでは店頭でお菓子をあげると子どもがまちを歩いてくれました。山も海もあるし、お店があって、子ども連れでも散歩がてら巡ると楽しいことを知ってほしい。

10年、20年後の芦屋は、どんなまちになっていればいいと思いますか？

・市外からの移住者が増えて商工業が発達するまちに

「いいとこですよ」とアピールができて、市外からもあこがれのまちとして移り住んでもらい、芦屋の人が芦屋で食事し買い物して、それに伴って商工業も発達していけば一番良いと思います。

・成熟したまち 大人のまち

「成熟したまち」とは、社会で子どもを育てるみたいなイメージです。なぜ他所の子どもにまで税金を払わないといけないのかといった考え方ではなく、大人として、自分のことばかりでなく、皆がお互いのことを考えていくようなまちが理想だと思います。

・心豊かな人が集う(精神的な富裕層)ことが新たな芦屋ブランドとなること

お金持ちのまち(経済的富裕層)のイメージから、心豊かな人が集う(精神的な富裕層)ことが新たな芦屋ブランドとなること。ジェントルマンは1日にしてならずで、学力だけではなく、豊かな心を育む場が必要です。

・人が集まるような芦屋に

芦屋にはホテルが少ないですね。また、大きな会議場も、音楽のすごい楽団を呼ぶような施設也没有。大阪でフェスティバルがあれば大阪に泊まってしまう。今は芦屋にそういう施設がないから仕方ありませんが、ポテンシャルを持つ人が活躍できるようになってほしいと思います。

・芦屋ブランドの感じられるまち

芦屋ブランドとは、歴史や伝統を感じられヒトやモノの存在。その背景にある、他都市では真似のできない厚みのある芦屋の誇りやプライド的なものを言うのではないのでしょうか。

・国際文化住宅都市は、文化と国際に重きをおいたバランスの取れたまち。

今はまだ出来ていませんが、本来の理想はここにあると思います。

・多くの人が気軽にまちを散策できるような芦屋のまち

障がいのある人も、高齢者も、どんな人も外に出て、ブラブラまち歩きが楽しめるまち、まちの適所にレストランやケーキショップなどのお店があって食事や休憩ができ、多くの人が気軽にまちを散策できるような芦屋のまちが理想です。是非、そのようなまちになってほしいと思います。

・住宅や店舗等が上手く融合した楽しいまち

芦屋市は住宅都市ですが、すべてが住宅と言い切れるまちでもないし、むしろそうでないまちの方がよいように思います。住宅、店舗、事業所などがあり、様々な仕事をされている人がそれぞれ生活を送っています。多様な人々の生活が違和感なく自然に融合して近隣との交流がある楽しいまちが望ましい。

2 「芦屋市の現状把握に関する調査・分析報告書」

(平成 29 年度：芦屋観光協会実施)

目的：今後の市のPR政策に活用

内容：対象者を5つのクラスターに分け、芦屋市に対する印象や考え方を調査

結果：

全体傾向 「芦屋市=高級住宅地」イメージが浸透している。

地域別傾向 「首都圏」芦屋市のエリアに関係なく、市全体のブランド力が強く、良い地域のイメージを持っている。

「関西圏」芦屋市のブランド力は山側地域のイメージが圧倒的に強く、市外エリアと変わらない印象の中央地域以南のエリアでは「芦屋ブランド」の印象が薄い。

首都圏居住者について、関西圏に知識がないが、芦屋市に関する資料を提示すると、「お洒落」、「住みやすそう」、「便利」といった印象に変化した。

「お洒落」、「住みやすい」、「便利」は、芦屋市居住者の芦屋市に対する評価でもあり、「等身大の芦屋」の魅力を表すブランディングキーワードだと考えられる。

3 中小企業・小規模企業振興基本計画に関する法律（抜粋）

（１）中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

（平一法一四六・全改）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

（昭四八法一一五・平一法一四六・平一七法八七・一部改正）

（基本理念）

第三条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

（平一法一四六・全改、平二五法五七・一部改正）

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、中小企業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（平一法一四六・全改）

（基本方針）

第五条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずるものとする。

一 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。

二 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。

三 経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。

四 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

（平一法一四六・全改）

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業

に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(平一法一四六・追加)

(中小企業者の努力等)

第七条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体は、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

(平一法一四六・旧第六条繰下・一部改正)

(小規模企業に対する中小企業施策の方針)

第八条 国は、次に掲げる方針に従い、小規模企業者に対

して中小企業に関する施策を講ずるものとする。

一 小規模企業が地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、適切かつ十分な経営資源の確保を通じて地域における小規模企業の持続的な事業活動を可能とするとともに、地域の多様な主体との連携の推進によって地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること。

二 小規模企業が将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、小規模企業がその成長発展を図るに当たり、その状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること。

三 経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。

(平二五法五七・全改)

(2) 小規模企業振興基本法 (平成二十六年六月二十七日法律第九十四号)

(目的)

第一条 この法律は、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者をいう。
2 この法律において「小企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が五人以下の事業者をいう。

(基本原則)

第三条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。

第四条 小規模企業の振興に当たっては、小企業者がその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、その円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、前二条の小規模企業の振興についての基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、小規模企業の振興及びこれに関連する施策の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 国は、小規模企業に関する情報の提供等を通じて、基本原則に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(基本方針)

第六条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

一 国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進及び新たな事業の展開の促進を図ること。

二 小規模企業の経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成及び確保を図ること。

三 地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進を図ること。

四 小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置を図ること。

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献し

ていることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

(小規模企業者の努力等)

第八条 小規模企業者は、経済社会情勢の変化に即応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業に関する団体は、小規模企業者に対してその事業活動を行うに当たっては、基本原則にのっとり、小規模企業者とともに、小規模企業の振興に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 小規模企業者以外の者であって、その事業に関し小規模企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第九条 国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小企業に関する団体その他の関係者は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関する施策があまねく全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

4 芦屋市中小企業・小規模企業振興基本条例

平成30年6月29日
条例第24号

芦屋市は、昭和26年に制定された芦屋国際文化住宅都市建設法に基づき、山・川・海に恵まれた自然環境の下、国際性と文化にあふれた魅力あるまちとして発展してきた。

市内に立地する企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、地域の雇用と経済を支え、その発展に寄与するとともに、まちづくりにおいて地域社会の担い手として重要な役割を果たしてきた。

特に、阪神・淡路大震災の被災都市である本市においては、中小企業・小規模企業とそこで働く人々は、震災復興のけん引力となり、現在も地域の防災・防犯において重要な役割を果たし、市民生活の安心・安全を支えている。人口減少、少子高齢化が進む中、中小企業・小規模企業による独自性の高い商品や店舗が市の魅力発信に貢献し、また多様な働き方を生み出すことで、市に新たな活力を呼び込み、経済のみならず地域全体の発展につながっている。

よって、市民、企業、関係団体及び市が一体となって市内の中小企業・小規模企業の重要性を認識し支援することで、地域経済の活性化を図り、市民生活の向上に寄与し、市の更なる発展を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市において地域社会の担い手として重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業・小規模企業の振興について基本となる事項を定め、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下、「法」という。)第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 商工団体 商工会、商店会その他市内の商工業の振興に関わる団体及びその連合会をいう。

(4) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(5) 地域資源 特定の地域に存在し、その地域を特徴づける自然、生産・加工品、歴史・文化、法令及び人をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与している重要な存在であるという認識の下に推進しなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基にして推進しなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興は、市、中小企業者・小規模企業者、商工団体、大企業者及び市民が連携して推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、国、県その他関係機関と連携して、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するとともに、中小企業者・小規模企業者の取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な施策として、第9条及び第10条に掲げる事項を実施するものとする。

(中小企業者・小規模企業者の努力)

第5条 中小企業者・小規模企業者は、社会経済環境の変化に対応し、創意工夫及び自助努力により、経営基盤の安定及び強化並びに経営革新に努めるものとする。

2 中小企業者・小規模企業者は、雇用機会の創出、人材の育成、福利厚生の実施及び労働環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業者・小規模企業者は、市民生活及び環境と調和した事業活動を通じ、地域経済の活性化に資するよう努めるものとする。

4 中小企業者・小規模企業者は、市、商工団体、市民等の活動に参画し、協働するよう努めるものとする。

（商工団体の役割）

第6条 商工団体は、中小企業者・小規模企業者の経営の改善及び向上を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 商工団体は、市、市民及び関係機関と連携し、及び協力して中小企業・小規模企業の振興に努めるものとする。

（大企業者の役割）

第7条 大企業者は、市内で商工業を営む者の一員として、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の協力）

第8条 市民は、地域における中小企業・小規模企業の振興が地域経済の活性化及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを認識し、市が実施する施策に協力するものとする。

（施策の基本方針）

第9条 市は次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 中小企業・小規模企業の振興に関する計画を策定すること。

(2) 中小企業・小規模企業における技術・技能の保護及び育成に関すること。

(3) 中小企業・小規模企業の創業及び新たな事業の創出を支援すること。

(4) 中小企業・小規模企業の雇用機会の創出及び人材育成を支援すること。

(5) 中小企業者・小規模企業者が相互の連携により行う地域経済の活性化事業を支援すること。

(6) 中小企業者・小規模企業者が地域社会と良好な関係を構築することができるよう支援すること。

(7) 中小企業者・小規模企業者による国内外の商品の販売及び役務の提供を促進すること。

(8) 地域資源に関する情報を集約し、及び発信すること。

(9) 商工団体が行うまちの賑わいづくりに向けた取組を支援すること。

（受注機会の増大）

第10条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、公正な競争性の確保及び予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業・小規模企業をはじめとする市内事業者の受注機会の増大に努めること。

（補則）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画策定委員会

(1) 芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画策定委員会設置要綱

令和元年6月1日

(設置)

第1条 芦屋市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成30年芦屋市条例第24号）第9条第1号の規定に基づき、芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するとともに、中小企業者・小規模企業者の取組を積極的に支援するため、芦屋市中小企業・小規模企業推進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他設置目的の達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内で経済活動を行う事業者又は事業者団体関係者
- (3) 市内の経済活動を支援する金融機関関係者
- (4) 経済振興行政関係者
- (5) 労働行政関係者
- (6) 創業、経営支援専門家

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、商工行政に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(2) 委員名簿

令和元年度芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画策定委員会

令和2年1月

委員構成	氏名	所属・役職等
学識経験者	◎ さ た け 佐竹 た か ゆ き 隆幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 科長・教授
市内で経済活動を行う事業者又は事業者団体関係者	な が せ 永瀬 り ゅ う い ち 隆一	芦屋市商工会会長
市内で経済活動を行う事業者又は事業者団体関係者	は し も と 橋本 し ゅ う そ う 周三	芦屋観光協会理事
市内の経済活動を支援する金融機関関係者	お が わ 小川 ま さ か ず 正和	日本政策金融公庫神戸東支店支店長
市内の経済活動を支援する金融機関関係者	さ か き ば ら 榑原 し ゅ ん た ろ う 俊太郎	兵庫県信用保証協会阪神事務所所長
経済振興行政関係者	も り や す 森安 ひ で か ず 秀和	阪神南県民センター副センター長
労働行政関係者	き し 岸 か す た み 和民	ひょうご仕事と生活センター阪神事務所 所長
創業、経営支援専門家	○ く ろ の 黒野 ひ で き 秀樹	中小企業診断士 コア・サポート株式会社代表
創業、経営支援専門家	の ぼ り た て 織建 ゆ か 由佳	コワーキングスペース運営者 work and place（株式会社 mapB）

敬称略 ◎委員長 ○職務代理

任期：令和元年7月29日～令和2年3月31日

令和4年度芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画策定委員会

令和5年1月

委員構成	氏名	所属・役職等
学識経験者	◎ さだとう 藤 博子	阪南大学経済学部准教授
市内で経済活動を行う事業者又は事業者団体関係者	ながせ 永瀬 りゅういち 隆一	芦屋市商工会会長
市内で経済活動を行う事業者又は事業者団体関係者	はしもと 橋本 しゅうぞう 周三	芦屋観光協会理事
市内の経済活動を支援する金融機関関係者	ひらの 平野 まさゆき 雅之	日本政策金融公庫神戸東支店支店長
市内の経済活動を支援する金融機関関係者	やまもと 山本 たかし 貴史	兵庫県信用保証協会阪神事務所所長
経済振興行政関係者	とくら 計倉 ひろとし 浩寿	阪神南県民センター副センター長
労働行政関係者	しかた 四方 ひろみち 弘道	ひょうご仕事と生活センター阪神事務所所長
創業、経営支援専門家	○ くろの 黒野 ひでき 秀樹	中小企業診断士 コア・サポート株式会社代表
創業、経営支援専門家	のほりたて 織建 ゆ か 由佳	コワーキングスペース運営者 work and place（株式会社 mapB）

敬称略 ◎委員長 ○職務代理

任期：令和4年7月28日～令和5年3月31日

6 芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画推進本部

(1) 芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画推進本部設置要綱

平成31年3月1日

(設置)

第1条 芦屋市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成30年芦屋市条例第24号）第9条第1号の規定に基づき、芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するとともに、中小企業者・小規模企業者の取組を積極的に支援するため、芦屋市中小企業・小規模企業推進基本計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の推進及び関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、市民生活部長をもって充て、副委員長は、企画部長をもって充てる。

4 委員長は、幹事会を代表する。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、商工振興に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

技監
企画部長
総務部長
総務部参事（財務担当部長）
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）
会計管理者

上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

企画部政策推進課長
総務部財政課長
市民生活部環境課長
福祉部地域福祉課長
福祉部障害福祉課長
福祉部高齢介護課長
都市建設部建設総務課長
都市建設部防災安全課長
都市建設部主幹（整備推進担当課長）

7 芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画策定経過

実施日	会議	内容
令和元年9月4日	令和元年度第1回芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画策定委員会	・中小企業・小規模企業振興基本計画の目標及び具体的な事業について
令和2年1月16日	令和元年度第2回芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画策定委員会	・中小企業・小規模企業振興基本計画の素案について
～ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により一時中断 ～		
令和4年7月28日	令和4年度第1回芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画策定委員会	・中小企業・小規模企業振興基本計画の素案について
令和4年8月26日	令和4年度第2回芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画策定委員会	・中小企業・小規模企業振興基本計画の素案について

実施日	会議	内容
令和4年10月28日	令和4年度第3回芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画策定委員会	・中小企業・小規模企業振興基本計画の素案について
令和4年11月8日	第1回中小企業・小規模企業振興基本計画推進本部幹事会	・中小企業・小規模企業振興基本計画の素案について
令和4年11月16日	第1回芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画推進本部会議	・中小企業・小規模企業振興基本計画の素案について
令和5年1月26日	令和4年度第4回芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画策定委員会	・中小企業・小規模企業振興基本計画に係る市民意見募集の結果及び計画の策定について
令和5年1月27日	第2回中小企業・小規模企業振興基本計画推進本部幹事会	・中小企業・小規模企業振興基本計画に係る市民意見募集の結果及び計画の策定について
令和5年2月1日	第2回芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画推進本部会議	・中小企業・小規模企業振興基本計画に係る市民意見募集の結果及び計画の策定について

芦屋市中小企業・小規模企業振興基本計画
令和5年3月

発行 芦屋市市民生活部地域経済振興課
〒659-0065 芦屋市公光町5番10号

西宮市 産業振興基本条例



西宮市

平成31年3月
(2019年)

産業振興基本条例の概要

(1) 条例制定の目的

本市は、「文教住宅都市」としての優れたブランド力をもつ都市として広く知られていますが、一方で、福祉や教育、環境などといった分野に比べて、市民の域内産業に対する関心が低いという現状が、市のまちづくり評価アンケートの結果からも推察されます。

しかしながら、産業は市民の生活に密接な関わりを持ち、地域社会の発展を支えているものです。

市内での就業状況についてみると、市外から流入した就業者より、市内在住の就業者が多くなっています。また、男女別にみると、男性の市内就業率は 29.3 %であるのに対し、女性の市内就業率は 53.6 %となっており、市内産業は主に市民の、特に女性の就労の受け皿となっていることがうかがえます。

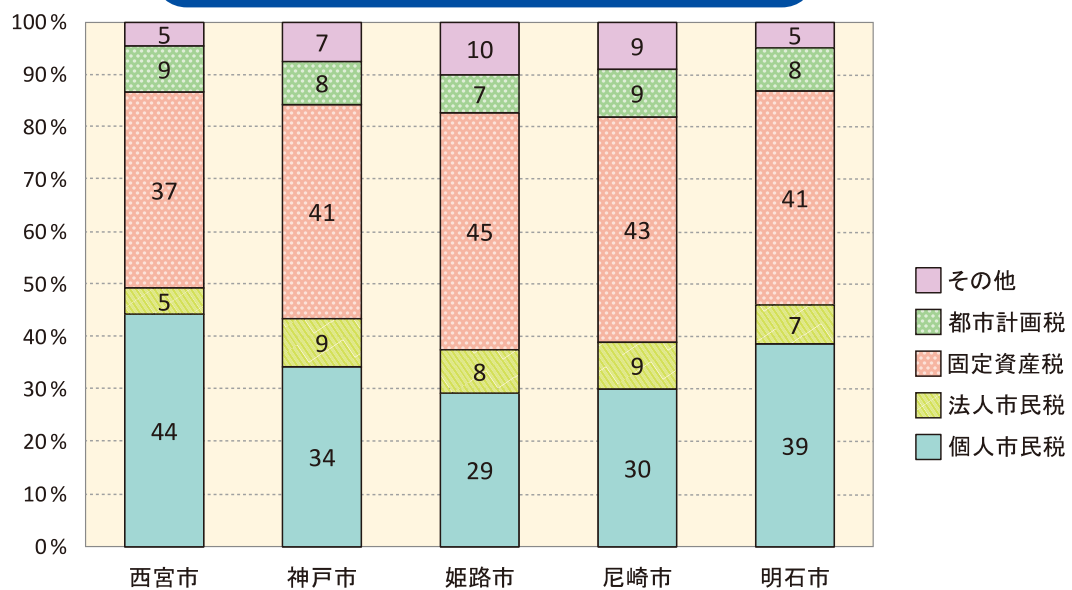
男女別にみた市内就業率

項目	男性	女性
常住就業者	113,162 人	91,044 人
市内在住／市内で就業	31,858 人	46,962 人
市内在住／市外で就業	77,019 人	40,583 人
市内就業率	29.3 %	53.6 %

〔出所〕平成 27 年国勢調査 〔注〕常住就業者数には従業地不明の人数を含む

また、本市の市税収入は、人口増加の影響により個人市民税が増加傾向にあり、県内の主要都市と比べても、個人市民税の占める割合が高く、固定資産税と法人市民税が低いことがわかります。今後、人口減少により個人市民税も減少していくことが予測される中、法人市民税など他の税収を獲得していくことが重要となってきます。

兵庫県主要都市の平成 29 年度の税収の内訳



〔出所〕各市の平成29年度一般・特別会計決算収支より作成

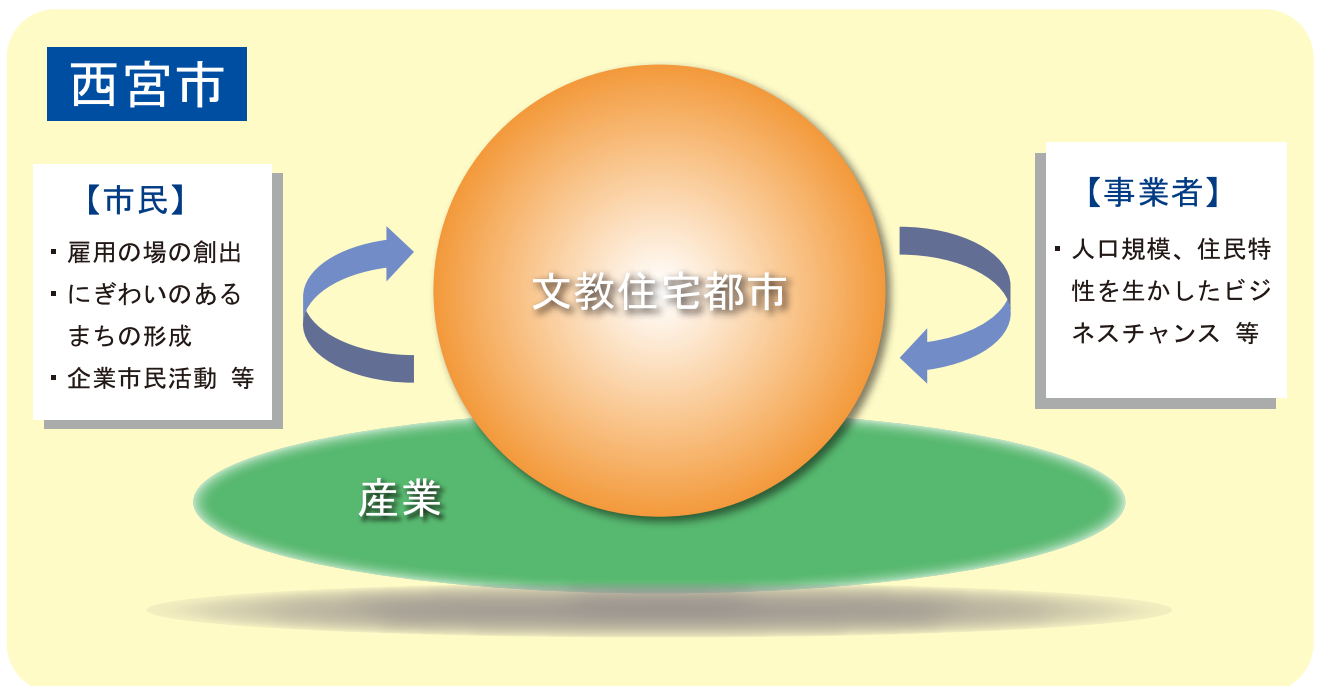
本市では、国内市場の縮小から事業拠点の集約化が進んでおり、大規模工場の閉鎖、市外移転が進んでいます。また、少子化に伴う人材不足が今後も続くほか、人口減少が顕著な地域では、連動して小売業や飲食業の減少や生活関連サービスが縮小するなど、市民生活への影響が懸念されます。

今後の人口減少社会の中で産業は、雇用の場を創出し、にぎわいのあるまちを形成するなど、都市が生き残っていくうえで重要な役割を担っています。産業にとっても、文教住宅都市として多くの市民が生活する本市は、様々なビジネスチャンスを生み出す土壌でもあり魅力的なまちでもあります。

加えて、地域社会の活力を維持していくうえで企業市民[※]がまちづくりの重要な担い手のひとつとして、活動領域を拡大していくことも重要な要素となっています。

将来にわたって活力ある地域社会の構築を目指す地方創生の取り組みを実効あるものとするためにも、地域の経済と雇用を支える事業者の成長や持続的発展が不可欠であることから、意欲ある事業者の自助努力を支援し、地域ぐるみで産業の振興とそれを支える人材の育成に積極的に取り組んでいくために条例を制定するものです。

また、条例を制定することにより、産業の振興策を推進する拠り所にするとともに、産業振興の重要性について、様々な主体と連携し、市全体で推進していくことを位置付けます。

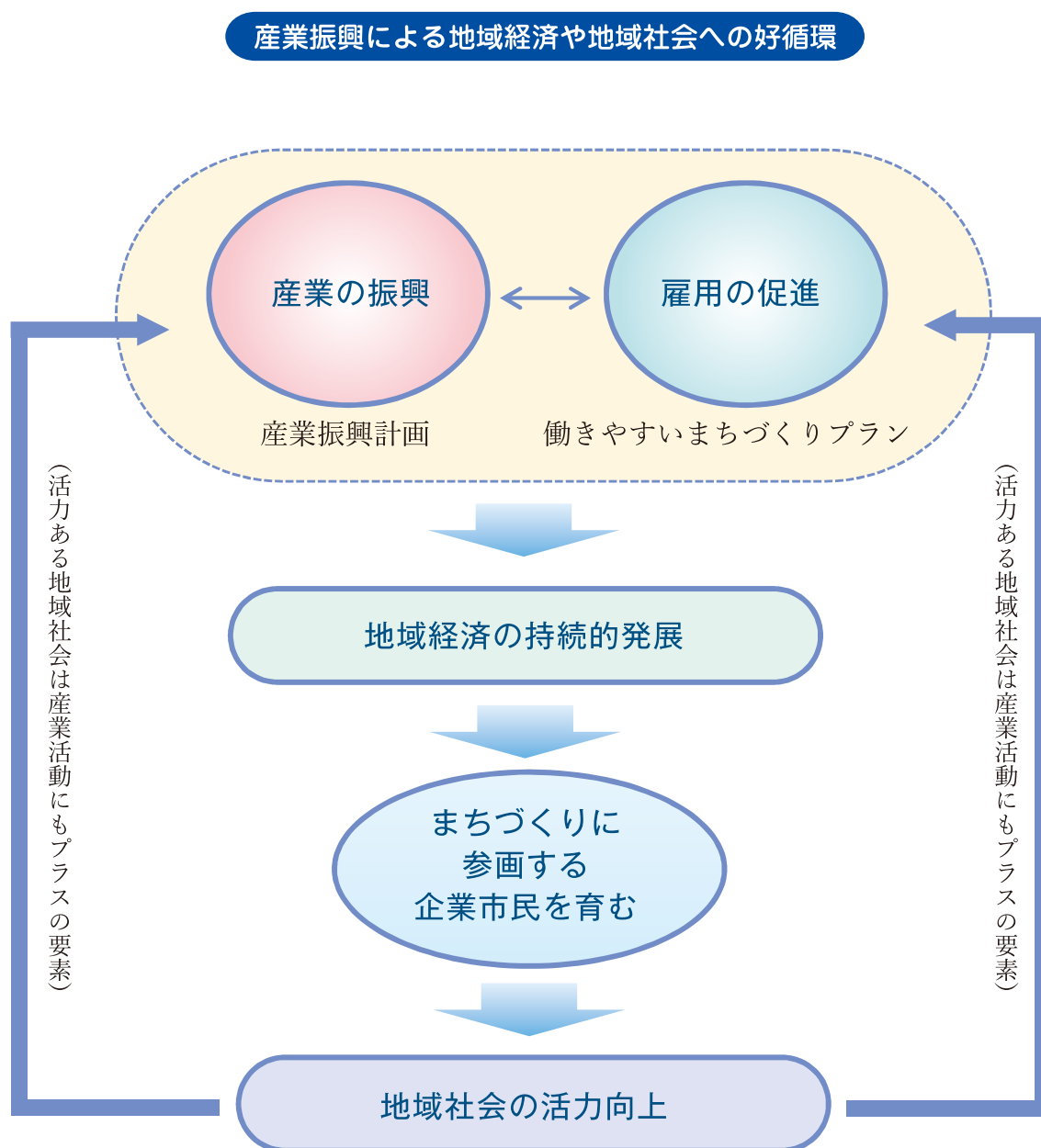


※企業市民…「社会課題を解決する企業」、「地域で雇用の場を提供する企業」など、企業本来の経済活動に加えて、地域貢献、雇用、社会貢献などの活動を行う企業のこと。

(2) 基本理念

「西宮市産業振興基本条例」は、「産業の振興」と「雇用の促進」により、本市の地域経済が持続的に発展するとともに、まちづくりに参画する「企業市民」が育ち、それにより、地域社会の活力が向上していくまちを目指すものです。

そのような活力ある社会は、さらに産業活動にもプラスに作用する好循環をつくり出し、「文教住宅都市」としての魅力を一層高めることにつながります。



✓ 条例とは

(3) 条例の特徴

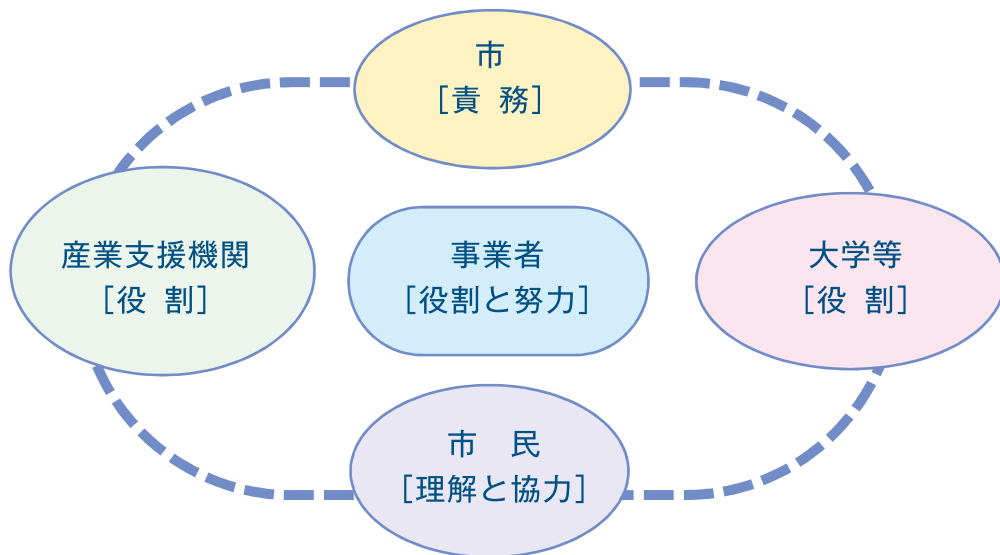
特徴 1

市内では、従業員が数人の小規模事業者から、中小企業、大企業まで幅広い規模の事業者が事業活動を行っています。市内の意欲ある事業者の自助努力を支援するために、以下の4つの基本方針に基づき、産業振興に関する施策を総合的に推進します。



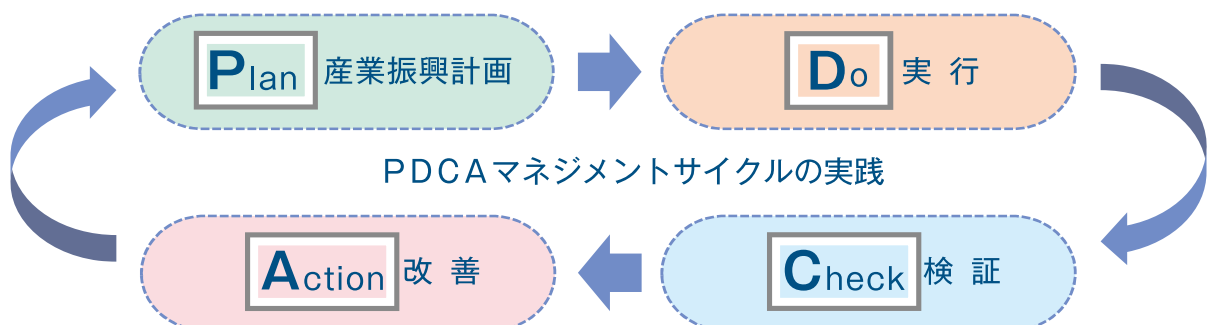
特徴 2

産業振興の取組を進めるにあたっては、市の責務や事業者、産業支援機関、大学等の役割、市民のみなさんに協力いただきたいことを規定し、地域ぐるみで産業の振興とそれを支える人材の育成に取り組みます。



特徴 3

本条例をもとに策定する産業振興計画の施策・事業を、着実かつ、効率的・効果的に推進していくため、Plan（計画立案）→Do（実行）→Check（進捗評価・成果検証）→Action（改善・見直し）からなるPDCAマネジメントサイクルを実践します。

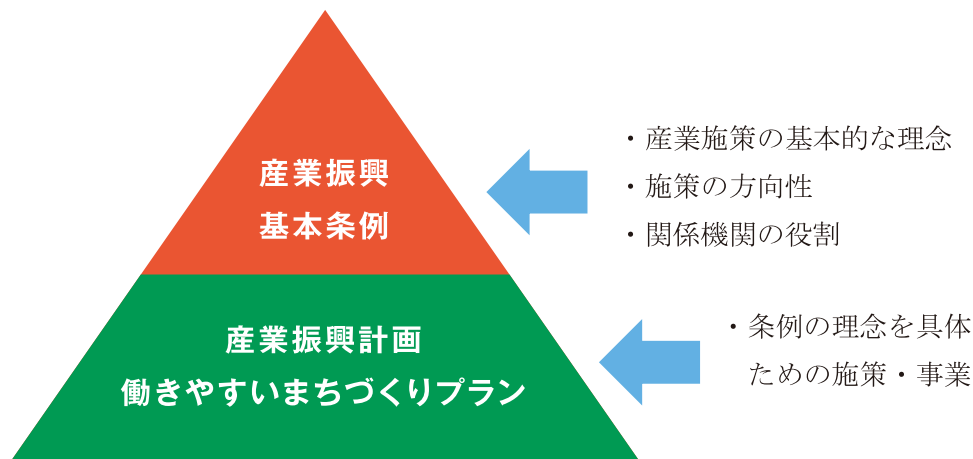


✓ 計画と条例との関係性

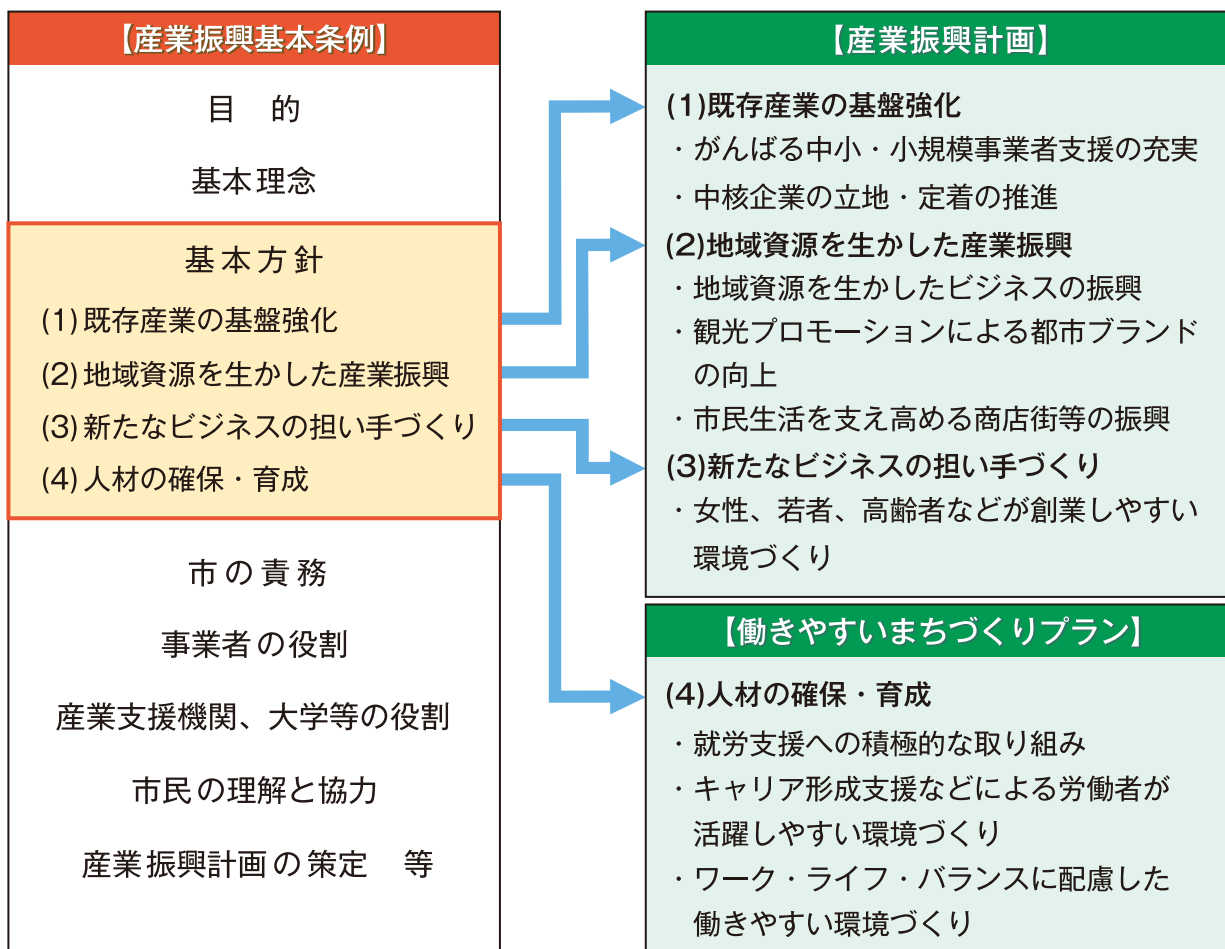
(4) 産業振興基本条例と産業振興計画等との関係

「産業振興基本条例」は、産業施策の基本的な理念や方針、関係機関の役割等を定めるもので、条例の理念を具体化するための施策・事業を定めたものが「産業振興計画」と「働きやすいまちづくりプラン」です。

このため、本条例と各計画は、密接に関係するものとして同時に策定します。



また、産業振興基本条例の基本方針と産業振興計画、働きやすいまちづくりプランの施策との関連性は以下のとおりです。



西宮市産業振興基本条例

(目 的)

第1条 この条例は、産業振興に関する基本理念及び基本方針を定めるとともに、市の責務並びに事業者、産業支援機関及び大学等の役割を明らかにすることにより、地域社会の活力の向上に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を営む個人又は法人その他の団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 産業支援機関 商工会議所その他産業振興を目的とする団体であって、市内で事業又は活動を行うものをいう。
- (3) 大学等 大学その他の研究機関であって、市内に所在するものをいう。

(基本理念)

第3条 市は、事業者の自主的な努力及び創意工夫をもとに産業振興及び雇用の促進を実現させることにより、地域経済を持続的に発展させ、もって地域社会の活力が向上するよう、事業者、産業支援機関その他の関係機関と連携するものとする。

(基本方針)

第4条 市の産業振興に関する基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者からの経営課題に関する相談並びに事業者の立地及び定着に対する支援その他総合的な支援の体制を整備すること。
- (2) 地域資源を生かした産業の創出及び発展を支援すること。
- (3) 産業の新たな担い手の創出に資する起業又は創業を支援すること。
- (4) 産業に携わる人材の確保及び育成を支援すること。

(市の責務)

第5条 市は、事業者、産業支援機関、大学等及び市民に対して、第3条に定める基本理念に基づき産業振興が行われるべきことを広く周知し、理解を得るとともに、国、県、産業支援機関その他の関係機関と連携して産業振興に当たるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、経済的社会的環境の変化に応じて、自主的な努力及び創意工夫により事業活動を計画的に行うとともに、経営改革、人材育成及び雇用の促進（以下「経営改革等」という。）に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会を担う企業市民として、その事業活動を通じて、地域社会の活力の向上に貢献するよう努めるものとする。

(産業支援機関の役割)

第7条 産業支援機関は、第11条の規定により市が実施する産業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 産業支援機関は、事業者に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改革等の支援に努めるものとする。

(大学等の役割)

第8条 大学等は、産業振興を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、事業者が行う研究開発に対する支援に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、産業振興及び雇用の促進が地域経済の持続的な発展及び地域社会の活力の向上に資することを理解し、第11条の規定により市が実施する産業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(産業振興計画の策定等)

第10条 市長は、産業振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「産業振興計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、産業振興計画を定めようとするときは、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市産業振興審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、産業振興計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

(産業振興施策の実施)

第11条 市は、産業振興計画に基づき、国、県、産業支援機関その他の関係機関と連携して産業振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(産業振興計画の変更)

第12条 市長は、産業振興に関する施策の進捗状況を把握し、経済的社会的環境の変化に応じて産業振興計画を変更しなければならない。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、産業振興計画の変更について準用する。

(産業振興に関する調査及び研究等)

第13条 市は、産業振興に関する調査及び研究を行わなければならない。

2 市は、産業振興のために必要な情報を収集し、これを事業者等に提供しなければならない。

付 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に定められている産業振興計画は、第10条第1項の規定により定められた産業振興計画とみなす。



西宮市産業振興基本条例

平成31(2019)年3月

西宮市 産業文化局 産業部 商工課

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号

TEL:0798-35-3169 FAX:0798-35-0051

大津市地域産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、地域産業の振興に関し、基本理念を定め、並びに事業者、金融機関、教育研究機関、産業関係団体及び市民等の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域産業の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、地域産業の振興を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び市民等の暮らしの豊かさの向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産業 市内で財又はサービスの生産又は供給を行う産業をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う会社及び個人であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者（次号に掲げる者を除く。）をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項の小規模企業者に該当する事業者をいう。
- (5) 大企業者 前2号以外の事業者をいう。
- (6) 教育研究機関 市内の大学その他の教育機関又は市内において産業の振興に資する研究を行う機関をいう。
- (7) 産業関係団体 事業者の支援その他の地域産業の振興に資する活動を行うことを目的とする団体をいう。
- (8) 市民等 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 地域産業の振興は、琵琶湖及び比良、比叡の山に代表される水と緑豊かな恵まれた環境の中で先人の営みの集積によって地域ごとに多様な産業が発展してきた本市の特性に鑑み、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、本市の特性及び地域の資源を最大限に活かし、個性豊かで活力に満ちたまちの実現を図ることを基本とし、地域産業に関わる全ての者の相互の密接な連携及び協力の下に、地域経済を支える中小企業者及び小規模企業者を始めとした事業者の事業の発展や次代を担う産業の創出・育成、多様な人材の育成とその創造力の活用、事業環境の整備等を総合的に推進することにより、事業者の事業活動の活性化を図ることを旨として、行われなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の役割)

第4条 中小企業者及び小規模企業者は、経営基盤の強化、経営の革新、人材の育成、雇用環境の充実その他自らの事業の発展に向けた取組を推進するよう努めるものとする。

- 2 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者及び小規模企業者が地域産業の

振興において果たす役割の重要性を認識し、積極的にこれらの者と連携及び協力することにより、地域産業の振興に寄与するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第6条 金融機関は、適切かつ円滑な資金の供給、的確な経営相談の実施及び有用な情報の提供を行うことにより、中小企業者及び小規模企業者の経営の安定及び改善に協力し、並びに新たな産業の創出及び育成の支援に努めるものとする。

(教育研究機関の役割)

第7条 教育研究機関は、産業に関する研究成果の普及等を通じて事業者への多角的な支援を行うよう努めるとともに、学生、生徒及び児童の地域産業への関心を高め、地域産業の振興に携わる多様な人材を育成するよう努めるものとする。

(産業関係団体の役割)

第8条 産業関係団体は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重しつつ、それぞれの特徴を活かした事業者の活動の支援に努めるものとする。

- 2 産業関係団体は、その構成員相互の連携及び協働の促進を図り、並びに他の産業関係団体と連携し、及び協働して地域産業の振興に資する活動に取り組むよう努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第9条 市民等は、地域産業の振興の重要性について理解を深め、地域産業の健全な発展に協力するよう努めるとともに、積極的に事業者が生産、製造若しくは加工した商品を消費し、又は提供するサービスを利用するよう努めるものとする。

(市の責務)

第10条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に対応した振興施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市は、振興施策の推進に当たっては、国、県その他の関係機関並びに事業者、金融機関、教育研究機関及び産業関係団体との連携及び協働を図るものとする。

(振興施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、振興施策を講ずるものとする。

- (1) 地域産業を支える中小企業者及び小規模企業者の事業の振興を図ること。
- (2) 経営の革新及び創業並びに新たな産業の創出を促進すること。
- (3) 地域の特性、多様な資源等を活かした産業を育成すること。
- (4) 地域産業を担う人材の育成及び雇用を促進すること。

(推進体制の整備等)

第12条 市は、振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を行うものとする。

- 2 市は、振興施策の効果的な推進のため、事業者の実態を適切に把握し、事業者及び関係機関等の意見を振興施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(広報啓発等)

第13条 市は、事業者、金融機関、教育研究機関及び産業関係団体が一体となって地域産業の振興に取り組むための情報を提供するとともに、市民等の地域産業の振興に関する理解の促進に向けた啓発を行うものとする。

2 市は、中小企業者及び小規模企業者が生産、製造又は加工した商品及び提供するサービスの市民等の消費及び利用の促進のため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保)

第14条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市中小企業・小規模企業振興ビジョン

令和4年4月

大津市

はじめに

現在、わが国の中小企業・小規模企業は人口減少や少子高齢化による人材不足に加え、社会経済のグローバル化やデジタルテクノロジーの急激な進展、新型コロナウイルス感染症の拡大等により非常に厳しい状況にあります。

市内事業所全体の99%を占める本市の中小企業・小規模企業におきましても、これらの社会経済情勢のめまぐるしい変化による影響を受けており、容易に事業活動を活性化させることができる状況ではありませんが、本市の経済を活性化し、市民の皆様の生活を豊かにするためには、それら経済や生活を支える本市の中小企業・小規模企業の成長と持続的発展が不可欠です。

そこで本市では、琵琶湖や比良、比叡の山に代表される水と緑豊かな恵まれた環境の中で、地域ごとに多様な産業が発展してきたという本市の特性を鑑み、その特性や地域の資源を最大限に活かし、個性豊かで活力に満ちたまちの実現を図ることを目的とし、関係者が一体となって連携し、中小企業者及び小規模企業者を始めとした事業者の事業の発展や次代を担う産業の創出・育成、多様な人材の育成とその創造力の活用、事業環境の整備等を総合的に推進することにより、事業者の事業活動の活性化を図ることを旨として、「大津市地域産業振興条例」令和4年4月1日から施行することといたしました。

その「大津市地域産業振興条例」の中でも特に重要とした中小企業・小規模企業に焦点を合わせ、それらを取り巻く状況を分析した上で、4つの基本方針を設定し、本市の中小企業・小規模企業が市民の皆様の暮らしを支え、そして彩り、中小企業・小規模企業自身も力強く活躍できるよう振興施策を総合的かつ計画的に推進するために、本ビジョンを策定いたしました。

中小企業・小規模企業の振興においては、中小企業者・小規模企業者を主役として捉え、商工団体等の関係機関と本市との綿密な連携により、高い実行力を発揮して振興施策を推進してまいります。

結びに、本ビジョン策定に当たりまして、貴重なご意見やご助言を頂戴しました「大津市中小企業振興に関する円卓会議」の皆様をはじめ、ヒアリングやアンケート調査にご協力いただきました事業者、商工団体等関係機関の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、取り組みの推進に、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和4年4月



大津市長 佐藤 健司

目 次

第1章 ビジョン策定の概要	1
1 ビジョン策定の趣旨	1
2 ビジョンの位置づけ	2
3 ビジョンの計画期間	2
第2章 本市の中小企業・小規模企業を取り巻く状況	3
1 本市の概況	3
(1) 人口	3
(2) 本市の産業の特徴	4
2 本市の中小企業・小規模企業を取り巻く社会情勢	9
第3章 本市の中小企業・小規模企業振興の課題等	12
1 中小企業・小規模企業振興の課題	12
(1) 経営改善、経営基盤の強化	12
(2) 起業・創業の促進	13
(3) 地域内消費の促進	14
(4) 人材の確保・育成	15
(5) 誰もが働きやすい環境と多様な働き方の実現	15
2 市内中小企業・小規模企業の意向	16
第4章 目指すべき姿と中小企業・小規模企業振興の基本方針	18
1 目指すべき姿	18
2 基本方針	18
第5章 中小企業・小規模企業振興の推進施策	21
基本方針1 持続的発展のための経営基盤強化	22
基本方針2 地域に新たな活力をもたらす起業・創業の促進と新産業創出	24
基本方針3 地域内消費の促進と地域特性や資源を活かしたビジネスの育成	25
基本方針4 人材の確保・育成、多様な働き方の創出	27
第6章 ビジョンの推進	29
参考資料	30
大津市地域産業振興条例	30
大津市中小企業振興に関する円卓会議	33

第1章

ビジョン策定の概要

1 ビジョン策定の趣旨

中小企業・小規模企業を取り巻く社会情勢は、人口減少・少子高齢化による労働力人口の減少や経済活動のグローバル化の進展による国際競争の激化、デジタル化の急速な発展、カーボンニュートラルの実現化、SDGsの理念の広がりをはじめとした環境や社会に対する意識の高まり等、目まぐるしく変化し進化しており、中小企業・小規模企業はそれらに適応し続けることが求められています。さらには、激甚化する自然災害や新たな感染症の発生等へのリスク対応も加わり、中小企業・小規模企業を取り巻く情勢は複雑で困難なものとなっています。

本市では、地域産業の振興に関し、基本理念を定め、事業者、金融機関、教育研究機関、産業関係団体及び市民等の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域産業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域産業の振興を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び市民等の暮らしの豊かさの向上に資することを目的とし、「大津市地域産業振興条例」を制定しました。

本ビジョンは、「大津市地域産業振興条例」の中でも重要としている事業者の事業活動の活性化について、市内事業所全体の99%を占める中小企業・小規模企業に焦点を合わせ、中小企業・小規模企業を振興するために策定し、振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

大津市地域産業振興に関する条例(基本理念)

(基本理念)

第3条 地域産業の振興は、琵琶湖及び比良、比叡の山に代表される水と緑豊かな恵まれた環境の中で先人の営みの集積によって地域ごとに多様な産業が発展してきた本市の特性に鑑み、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、本市の特性及び地域の資源を最大限に活かし、個性豊かで活力に満ちたまちの実現を図ることを基本とし、地域産業に関わる全ての者の相互の密接な連携及び協力の下に、地域経済を支える中小企業者及び小規模企業者を始めとした事業者の事業の発展や次代を担う産業の創出・育成、多様な人材の育成とその創造力の活用、事業環境の整備等を総合的に推進することにより、事業者の事業活動の活性化を図ることを旨として、行われなければならない。

大津市地域産業振興に関する条例(振興施策の基本方針)

(振興施策の基本方針)

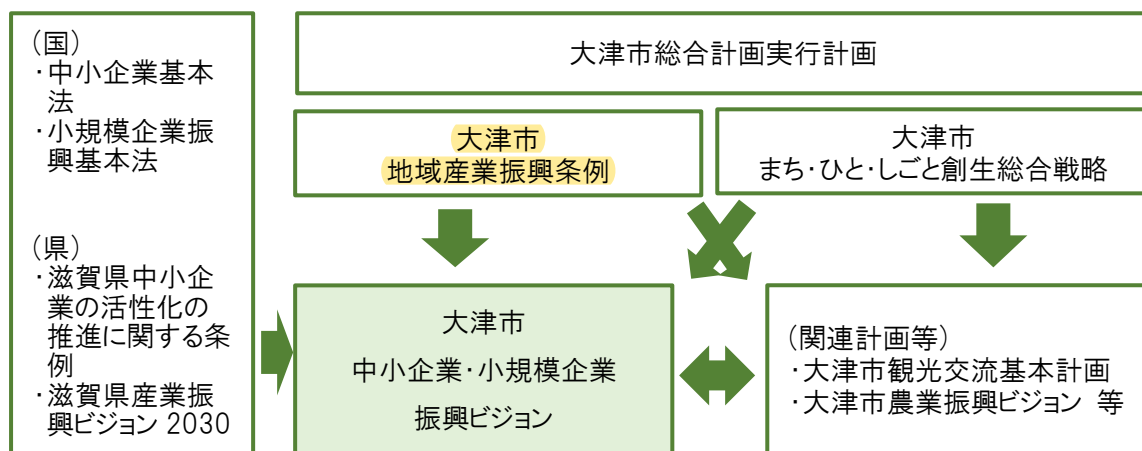
第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、振興施策を講ずるものとする。

- (1) 地域産業を支える中小企業者及び小規模企業者の事業の振興を図ること。
- (2) 経営の革新及び創業の促進並びに新たな産業の創出を促進すること。
- (3) 地域の特性、多様な資源等を活かした産業を育成すること。
- (4) 地域産業を担う人材の育成及び雇用を促進すること。

2 ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、「大津市地域産業振興条例」の中で、重要であると位置づけた中小企業・小規模企業を振興するものであり、「大津市総合計画2017」の基本方針にある「安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります」及び「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標にある「仕事と暮らしが充実したまちづくり」の実現に寄与するものと位置づけ、「第3期大津市観光交流基本計画」や「大津市農業振興ビジョン」等の各産業の関連計画等と関係しながら取り組み、また、国や県の関連法令等との関係性も考慮したビジョンとします。

ビジョンの位置づけ



3 ビジョンの計画期間

10年後の本市の将来像の実現に向け、計画期間を令和4年度から令和13年度までの10年間としますが、社会経済情勢の変化が著しいことから、必要に応じて見直しを実施します。

第2章

本市の中小企業・小規模企業を取り巻く状況

1 本市の概況

(1) 人口

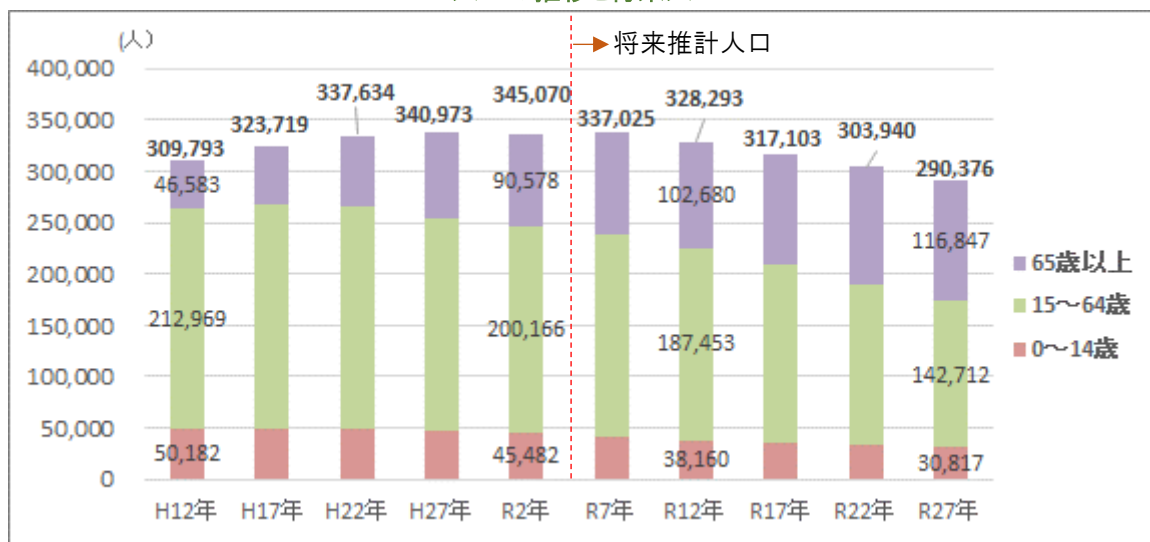
①人口の推移と将来人口

本市の人口は345千人（令和2年）であり、これまで増加傾向にありましたが、近年は年々増加数が鈍化してきています。

今後は人口減少局面に入り、「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、10年後の令和12年には328千人に、25年後の令和27年には290千人になることが推計されています。

65歳以上の人口比率は、令和12年には31.3%に、令和27年には40.2%と高齢化が一層進行することとなります。

人口の推移と将来人口



	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年	R27年
総数	309,793 100.0%	323,719 100.0%	337,634 100.0%	340,973 100.0%	345,070 100.0%	337,025 100.0%	328,293 100.0%	317,103 100.0%	303,940 100.0%	290,376 100.0%
0～14歳	50,182 16.2%	49,206 15.2%	49,390 14.6%	47,815 14.0%	45,482 13.5%	42,139 12.5%	38,160 11.6%	35,132 11.1%	32,857 10.8%	30,817 10.6%
15～64歳	212,969 68.7%	217,594 67.2%	216,319 64.1%	207,110 60.7%	200,166 59.5%	197,114 58.5%	187,453 57.1%	174,780 55.1%	157,110 51.7%	142,712 49.1%
65歳以上	46,583 15.0%	56,681 17.5%	68,825 20.4%	83,118 24.4%	90,578 26.9%	97,771 29.0%	102,680 31.3%	107,191 33.8%	113,973 37.5%	116,847 40.2%

※平成12年～令和2年：国勢調査人口

令和7年～令和27年：第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年4月）による将来人口推計値

※平成12年～令和2年の国勢調査人口には、年齢不詳があるため総数と年齢3区分別人口の計は一致しない。

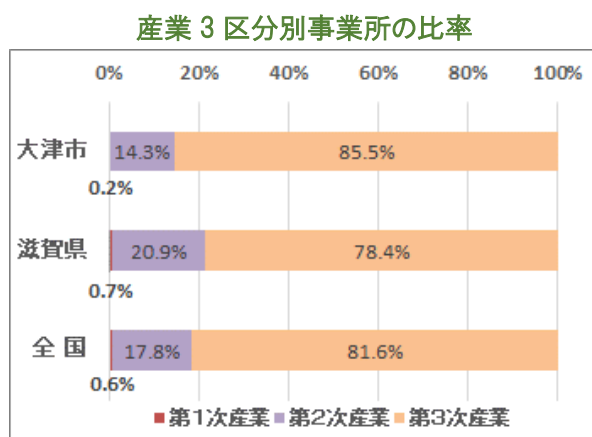
出所：国勢調査、第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年4月）

(2) 本市の産業の特徴

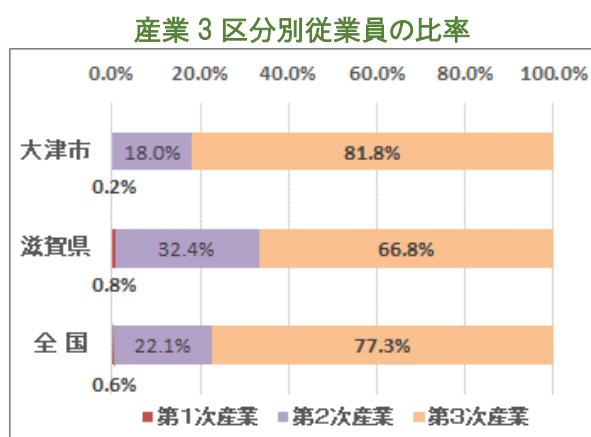
①産業集積

本市の産業3区分別事業所及び従業員比率をみると、全国、県平均に比して、第1次及び第2次産業の比率が低く、第3次産業の比率が高くなっています。

経済活動別の市内、県内及び国内総生産における構成比をみても、滋賀県の県内総生産額の約45%が製造業であるのに対して、大津市は約15%にとどまる一方、不動産業、保健衛生・社会事業、卸売・小売業、情報通信、金融保険、専門・科学技術、業務支援サービス等の県庁所在地、また中核市として、産業・業務機能等多様な産業が集積しているのが本市産業の特徴となっています。

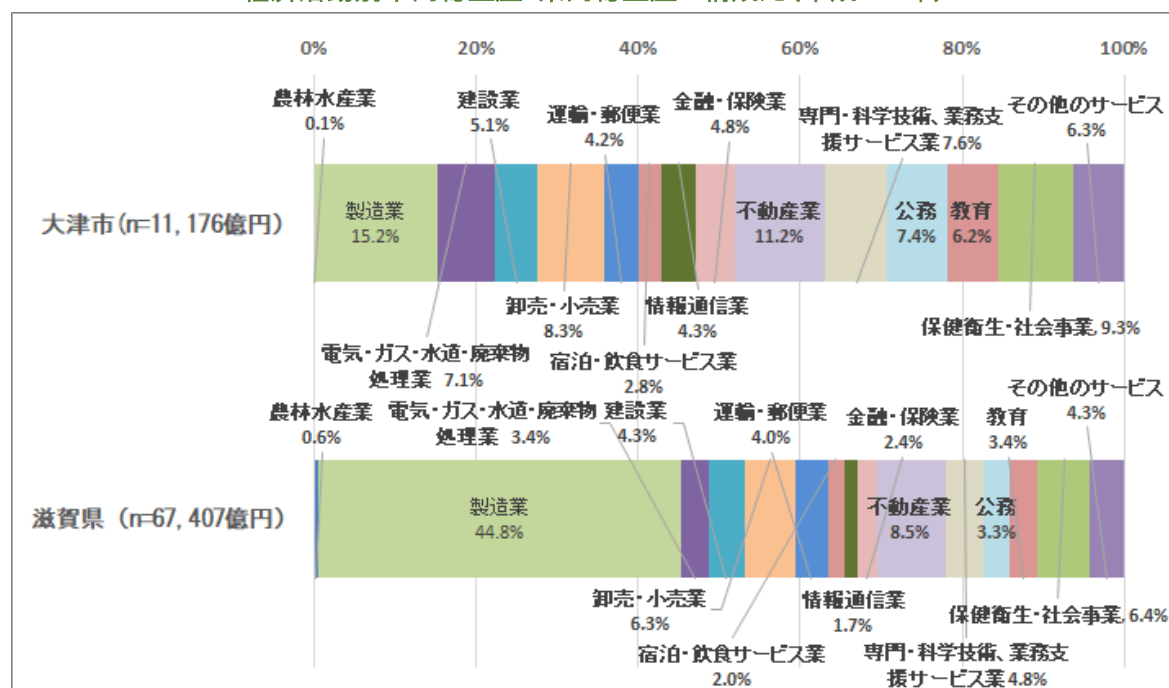


出所：平成28年経済センサス活動調査



出所：平成28年経済センサス活動調査

経済活動別市内総生産・県内総生産の構成比(平成30年)



※総生産額には「輸入品に課される税・関税」「(控除)総資本形成に係る消費税」を除いている

出所：滋賀県市町民経済計算(平成30年度推計、令和3年3月)

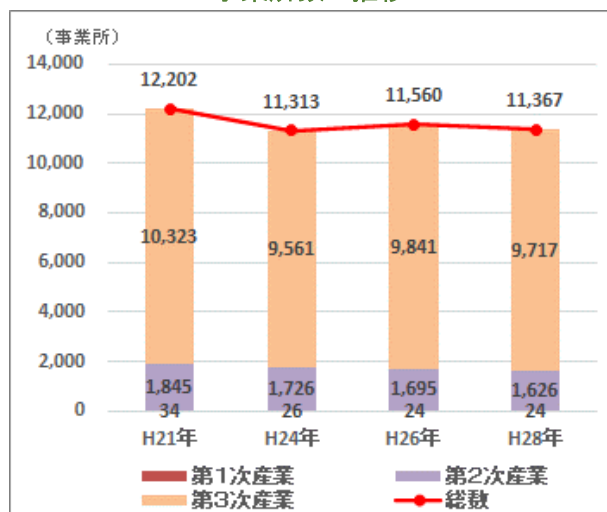
②事業所・従業員数の推移

平成 28 年の本市の事業所数は 11,367 事業所で、従業者数は 116,437 人で、7 年前の平成 21 年に比して事業所数が 7 %、従業員数が 11%減少しています。

産業区分別にみると、第 1 次産業が事業所数で 29%、従業員数で 37%の減少と大きく、次いで第 2 次産業

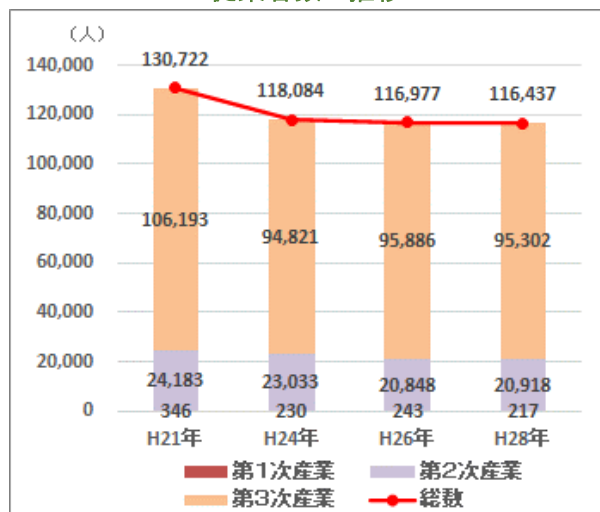
が事業所数で 12%、従業員数で 14%の減少、第 3 次産業が事業所数で 6 %、従業員数で 10%の減少となっています。

事業所数の推移



出所：経済センサス

従業者数の推移



出所：経済センサス

産業区分別事業所・従業員数の推移

区 分	事業所数				増減率 (H28/21)	従業者数(人)				増減率 (H28/21)
	H21年	H24年	H26年	H28年		H21年	H24年	H26年	H28年	
総 数	12,202	11,313	11,560	11,367	0.93	130,722	118,084	116,977	116,437	0.89
第一次産業	34	26	24	24	0.71	346	230	243	217	0.63
農業、林業	30	23	22	23	0.77	336	223	238	209	0.62
漁業	4	2	2	1	0.25	10	5	5	8	0.80
農業、林業、漁業間格付不能	0	1	0	0	—	0	2	0	0	—
第二次産業	1,845	1,726	1,695	1,626	0.88	24,183	23,033	20,848	20,918	0.86
鉱業、採石業、砂利採取業	3	3	1	0	—	13	14	2	0	—
建設業	1,188	1,080	1,063	1,035	0.87	7,219	6,301	6,148	6,430	0.89
製造業	654	643	631	591	0.90	16,951	16,718	14,698	14,488	0.85
第三次産業	10,323	9,561	9,841	9,717	0.94	106,193	94,821	95,886	95,302	0.90
電気・ガス・熱供給・水道業	16	9	12	11	0.69	1,058	746	800	324	0.31
情報通信業	151	148	139	127	0.84	2,413	2,470	1,737	1,785	0.74
運輸業、郵便業	174	176	174	181	1.04	5,287	4,502	4,800	4,927	0.93
卸売業、小売業	2,842	2,555	2,556	2,458	0.86	24,513	23,421	22,809	21,717	0.89
金融業、保険業	233	236	230	213	0.91	4,767	4,099	4,200	4,057	0.85
不動産業、物品賃貸業	922	887	902	833	0.90	2,901	3,400	3,959	3,554	1.23
学術研究、専門・技術サービス業	615	573	607	600	0.98	5,013	4,009	3,995	3,842	0.77
宿泊業、飲食サービス業	1,465	1,404	1,441	1,439	0.98	13,839	13,235	12,348	12,562	0.91
生活関連サービス業、娯楽業	1,113	1,039	1,050	1,044	0.94	6,821	6,110	6,761	5,701	0.84
教育、学習支援業	619	470	503	524	0.85	9,516	5,997	6,471	7,963	0.84
医療、福祉	907	902	1,063	1,129	1.24	18,400	15,753	17,659	19,121	1.04
複合サービス事業	84	72	76	70	0.83	648	695	702	739	1.14
サービス業(他に分類されないもの)	1,182	1,090	1,088	1,088	0.92	11,017	10,384	9,645	9,010	0.82

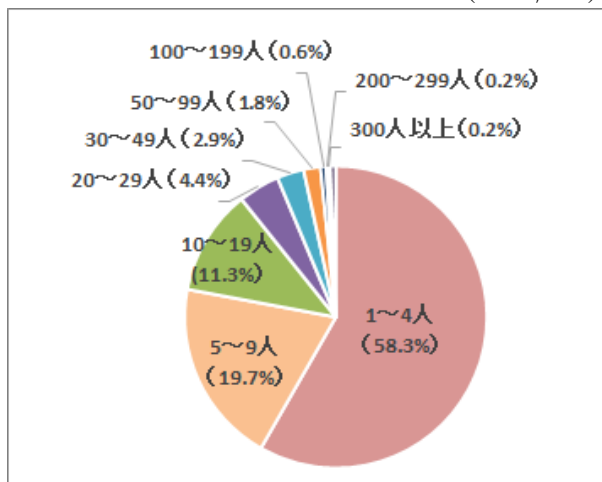
出所：経済センサス

③従業員規模

本市の従業員規模別事業所の割合をみると、「1～4人」が58.3%と最も多く、次いで「5～9人」の19.7%、「10～19人」の11.3%と19人以下の小規模事業者が89%を占めています。

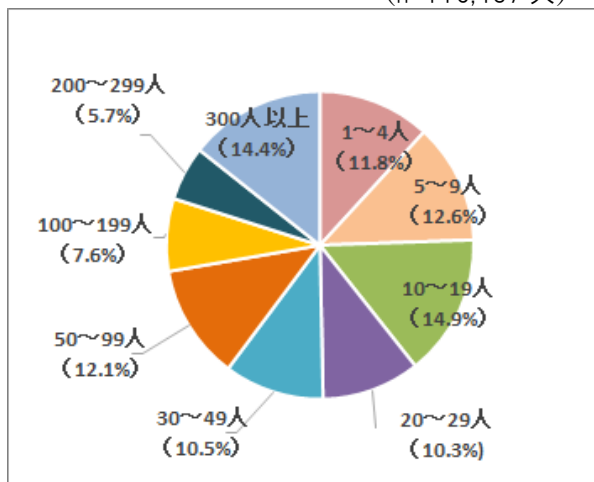
従業員規模別従業者数の割合は、「10～19人」（14.9%）と「300人以上」（14.4%）が多くなっています。

従業員規模別事業所の割合(平成28年)
(n=11,367)



出所：平成28年経済センサス活動調査

従業員規模別従業者数の割合(平成28年)
(n=116,437人)



出所：平成28年経済センサス活動調査

従業員規模別事業所数・従業員数(平成28年)

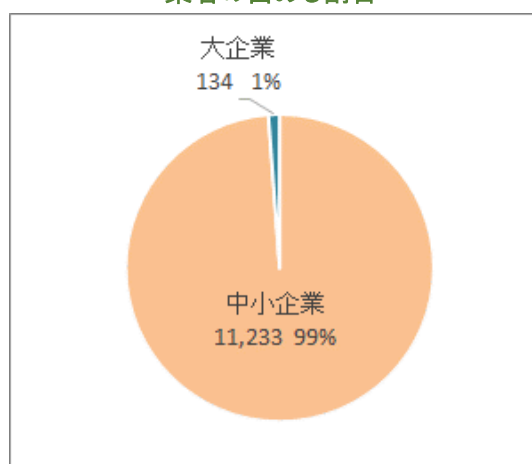
従業員規模	事業所数	割合	従業者数(人)	割合
総数	11,367	100.0%	116,437	100.0%
1～4人	6,623	58.3%	13,776	11.8%
5～9人	2,237	19.7%	14,704	12.6%
10～19人	1,285	11.3%	17,346	14.9%
20～29人	505	4.4%	12,019	10.3%
30～49人	326	2.9%	12,256	10.5%
50～99人	205	1.8%	14,064	12.1%
100～199人	68	0.6%	8,889	7.6%
200～299人	28	0.2%	6,662	5.7%
300人以上	24	0.2%	16,721	14.4%
出向・派遣従業者のみ	66	0.6%	-	-

出所：平成28年経済センサス活動調査

本市の中小企業における事業所数は、市内企業の 99%、従業者数も 74%を占め、地域経済や雇用、まちの活力、そして市民生活の豊かさを支えており、まちの発展に深く関わっています。

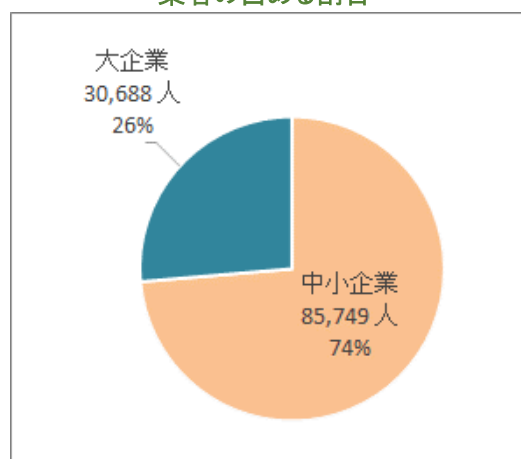
特に、地域の中小企業者・小規模企業者は、事業活動において地域の企業や消費者と密接な関係を有しており、地域経済の内発的発展の重要な担い手となっています。

本市事業所数のうち中小企業者・小規模企業者の占める割合



出所：平成 28 年経済センサス活動調査

本市従業者数のうち中小企業者・小規模企業者の占める割合



出所：平成 28 年経済センサス活動調査

中小企業基本法上の類型別事業者数

中小企業基本法上の類型 (事業所数)	中小企業 (割合)		大企業 (割合)	
卸売業 (n=475)	473	99.6%	2	0.4%
小売業 (n=3,317)	3,259	98.3%	58	1.7%
サービス業 (n=5,733)	5,668	98.9%	65	1.1%
製造業その他 (n=1,842)	1,833	99.5%	9	0.5%
全体 (n=11,367)	11,233	98.8%	134	1.2%

中小企業基本法上の類型別従業者数

中小企業基本法上の類型 (従業者数)	中小企業 (割合)		大企業 (割合)	
卸売業 (n=4,005)	3,606 人	90.0%	399 人	10.0%
小売業 (n=27,872)	22,277 人	79.9%	5,595 人	20.1%
サービス業 (n=58,174)	39,709 人	68.3%	18,465 人	31.7%
製造業その他 (n=26,386)	20,157 人	76.4%	6,229 人	23.6%
全 体 (n=116,437)	85,749 人	73.6%	30,688 人	26.4%

※平成 28 年経済センサス活動調査の業種別・従業員規模別民営事業所数より、中小企業基本法上の中小企業の定義（業種別の従業員数）に基づき作成。

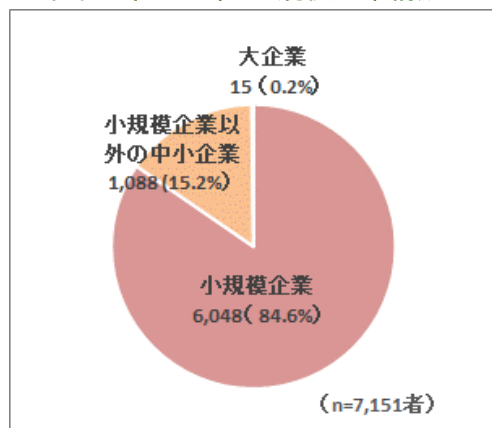
※中小企業は中小企業基本法上では「中小企業者」と呼ばれ、業種別に「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員の数」によって以下のように定義されています。

- ・卸売業…資本金 1 億円以下／従業員 100 人以下
- ・サービス業…資本金 5 千万円以下／従業員 100 人以下
- ・小売業…資本金 5 千万円以下／従業員 50 人以下
- ・製造業その他…資本金 3 億円以下／従業員 300 人以下

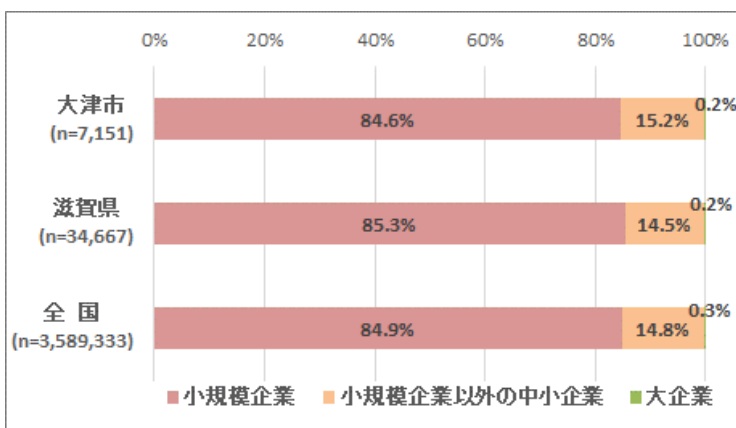
※従業員規模別区分の「出向・派遣従業者のみ」の事業所（66 事業者）は中小企業とみなしていません。

なお、中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数」（民営、非一次産業、平成 28 年 6 月時点のデータ）によると、本市の中小企業・小規模企業の占める割合は、小規模企業が 84.6%、小規模企業以外の中小企業が 15.2%と、市内企業の 99.8%は中小企業となっており、全国や滋賀県に比べ、わずかながら小規模企業以外の中小企業の構成比が高くなっていますが、ほぼ同様の構成比となっています。

本市の中小企業・小規模企業構成比



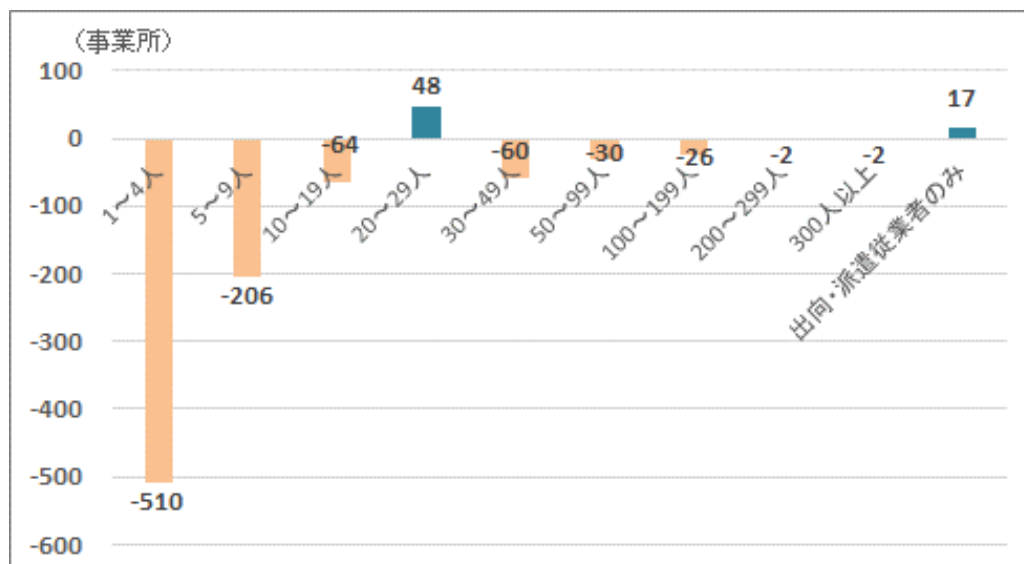
本市及び国・県の中小企業・小規模企業構成比



※民営、非一次産業、平成 28 年 6 月時点のデータ
出所：中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数」

しかしながら、平成 21 年から平成 28 年の 7 年間の従業員規模別事業所の増減数をみると、835 事業所が減少しており、6 割が 4 人以下、9 割が 19 人以下の事業所と従業員規模が小さな事業所ほど減少幅が大きくなっていることが伺えます。

従業員規模別事業所の増減数(平成 21 年-28 年)



出所：平成 28 年経済センサス活動調査、平成 21 年経済センサス基礎調査

2 本市の中小企業・小規模企業を取り巻く社会情勢

①人口減少・少子高齢化社会

日本の総人口は、平成 20 年の 1 億 2,800 万人をピークに減少を続けており、令和 35 年には 1 億人を下回ると予測されています。

大津市の人口は 345 千人（令和 2 年）であり、これまで増加傾向にありましたが、近年は年々増加数が鈍化してきています。

人口減少と高齢化の進行は、「働き手」の減少から日本全体の経済を縮小させ、一人当たりの国民所得を低下させるおそれがあり、地方においては、担い手の減少だけではなく、消費市場が縮小し、地方の経済が縮小するなど、さまざまな社会的・経済的課題が生じるとされています。

②社会経済のグローバル化

社会経済活動のグローバル化を背景に、大企業と比較するとその数は少ないですが、海外への販路拡大や生産拠点の海外移転等の海外展開を進める中小企業が増えてきています。また、インバウンド拡大に伴う訪日外国人対策等の海外需要を積極的に取り込もうとする動向が活発になっています。

一方で、中小企業が海外展開を進めるにあたっては、資金面や人材確保のほか、法制度・商習慣の違いや政治リスク等への対応等、様々な困難に直面することもあります。

また、国内に留まっている中小企業・小規模企業については、製品の高付加価値化を進めるなど国際的な競争に備えて自社の競争力強化を図っていくことが求められます。

③デジタルテクノロジーの進展（第 4 次産業革命）

A I、I o T（Internet of Things）、ビッグデータ等のデジタルテクノロジーの社会への浸透が進み、経済・社会のデジタル化が進展しています。今後、超高速・多数接続・超低遅延といった特徴を持つ第 5 世代移動通信システム（5 G）の普及等により、経済・社会のデジタル化が更に急速に進展していくことが見込まれています。

こうした技術革新は、第 4 次産業革命と呼ばれ、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルにも影響を与えられていると考えられています。

また国は、平成 29 年に閣議決定した「未来投資戦略 2017」の中で、技術革新をあらゆる産業や社会に取り入れ、様々な社会課題を解決する「Society5.0」の実現に向けた施策を推進するとしています。

中小企業、特に小規模企業は、前述のとおり人手不足の状況にあり、一層の経営の効率化が必要であり、経営力強化・生産性向上のために、A I、I o T、ビッグデータ処理、I T 等の新しい技術を導入し活用することが求められます。

一方、中小企業、特に小規模企業は、人材・資本・情報の経営資源に制約があり、ＩＴ等の導入・活用を検討できる人材が社内でも不足しており、その導入・活用の取組を後押しするために、多様できめ細やかな支援が必要となります。

④カーボンニュートラル

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成 27 年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（2℃目標）、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること等を合意しました。この実現に向けて、世界が取組を進めており、120 以上の国と地域が「2050 年カーボンニュートラル」という目標を掲げているところです。

企業単位でも、自社だけでなくサプライチェーン全体で脱炭素化を目指す潮流であり、サプライチェーン排出量の目標を設定する動きが拡大しています。中小企業・小規模企業も例外ではなく、社会的信頼の向上を図り、ビジネスチャンスを維持・拡大するためにも積極的に脱炭素を推進する必要があります。

⑤安全・安心がより重視される時代

近年、全国で地震や台風等の激甚な自然災害が頻発し、東海・東南海・南海地震等、南海トラフにおける巨大地震発生の切迫性の高まりに加え、令和 2 年 1 月からの新型コロナウイルス感染症に代表される感染症の拡大等、住民の安全・安心に対する関心は一層強いものとなっています。

こうした自然災害や感染症拡大の影響は、個々の事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。国においては、「中小企業強靱化法」を令和元年 7 月より施行し、中小企業の自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）の促進を図っています。

あらゆる分野において、人と人とが支え合い 助け合う社会づくり、コミュニティの活性化に向けた取組を進め、地域コミュニティの主体的な活動を含め、ソフト・ハードを組み合わせた安全・安心なまちづくりの重要性がますます高まっており、安全・安心なまちづくりへの貢献において、地域の中小企業、特に地域に密着している小規模企業の役割が期待されます。

また、消費者の食の安全・安心に対する関心がこれまでになく高まっている中で、安全で安心して食べられる新鮮な地場産農産物への購買行動や個人の嗜好の面においても健康志向が強まってきています。

⑥働き方改革

「働き方改革」とは、労働者個々の状況に応じた働きやすい環境・社会をつくるための取組のことであり、少子高齢化による労働力の減少や、女性の就業率の増加等に伴い、働き方に多様性や柔軟性が求められています。

このため、我が国では、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を目的として働き方改革が進められ、関連法が平成 31 年 4 月から順次施行されています。

その取組は、大企業だけでなく中小企業・小規模企業にも適用され、職場環境の改善等の「魅力ある職場づくり」が人手不足解消につながることから、生産性向上に加え、「働き方改革」による魅力ある職場づくりが求められています。

⑦SDGs、持続可能な社会への関心の高まり

石油をはじめとする地球の資源は有限で、このまま使い続けていけばいずれ底をつきます。また、今世紀に入ってから気候変動が急激に深刻化し、貧富の格差はかつてない程に広がり、紛争が発生し、それに伴い難民・避難民の数が増えています。

そうした強い危機感のもと、平成 27 年 9 月、令和 12 年とその先の地球の未来図を示す「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」（169 の関連ターゲットを伴う 17 のゴールからなる目標）が採択されました。

これを受け、環境、エネルギー、健康・福祉等の幅広い社会的なニーズに取り組むことが必要とされています。地域が抱える社会課題は多種多様であり、中小企業・小規模企業も含めた関係者が一体となって、社会課題解決に向けた取組を推進していくことが重要です。

SDGs には様々な社会課題が示されているため、世界や地域社会・生活環境における課題やニーズを踏まえ、そこから経営や商品開発のコンセプトを規定し、付加価値ある商品サービスを生み出していくというアプローチの重要性が高まっています。

第3章 本市の中小企業・小規模企業の課題等

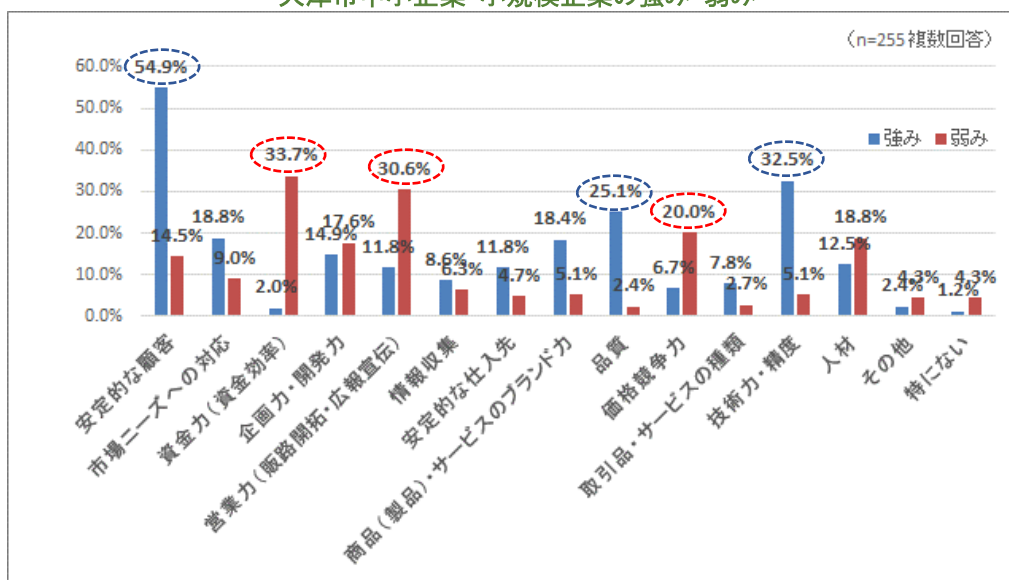
1 中小企業・小規模企業振興の課題

(1) 経営改善、経営基盤の強化

厳しい事業環境の中、経営基盤の脆弱さや経営資源確保等の問題を克服し、自立した活力ある企業として維持発展していかなければなりません。

アンケート調査によると、市内中小企業・小規模企業は、「安定的な顧客」「技術力・精度」「品質」等を自社の持つ強みとする一方で、「資金力（資金効率）」「営業力（販路開拓・広報宣伝）」「価格競争力」等を弱みとしており、これまで蓄積してきた自社のもつ強みを活かしつつ、弱みを克服し、新たな取組によって困難を乗り越えていく必要があります。

大津市中小企業・小規模企業の強み・弱み



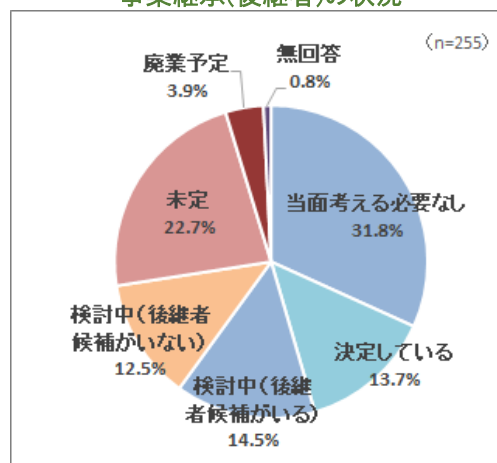
出所：大津市「市内中小企業・小規模企業アンケート調査」

また、経営者の高齢化等に伴い、事業承継が喫緊の課題となっています。

アンケート調査によると、市内中小企業・小規模企業の12.5%が「後継者候補がいない」とし、2割以上が「後継者が未定」となっています。

地域経済の持続的な発展のためにも、中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を支援していく必要があります。

事業継承(後継者)の状況

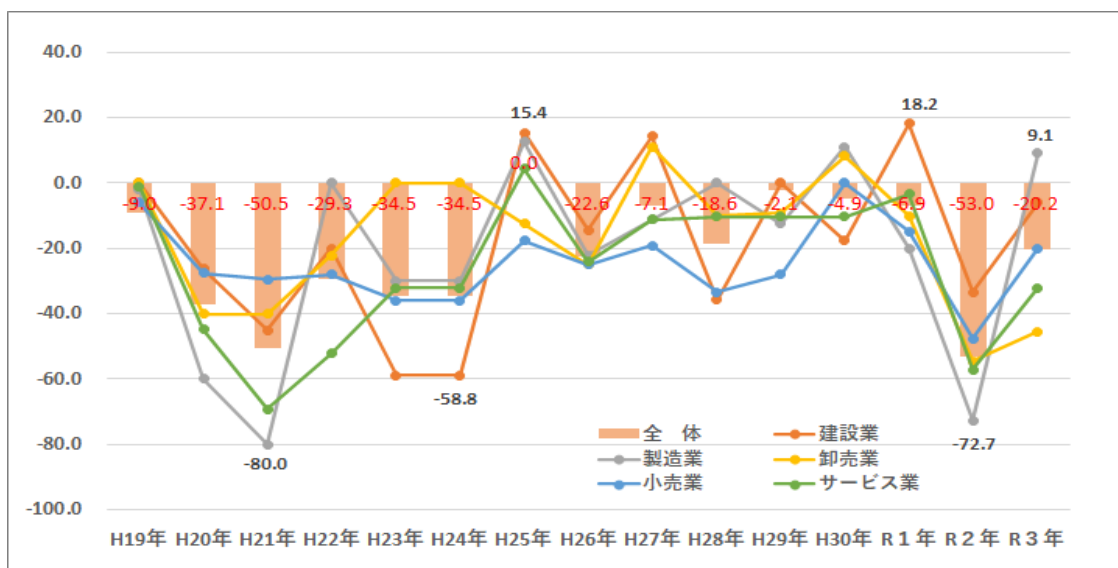


出所：大津市「市内中小企業・小規模企業アンケート調査」

加えて、大津商工会議所の「大津企業景況調査」によると、令和2年4月～6月期の市内中小企業・小規模企業の景況感は過去最悪となり、新型コロナウイルス感染症による消費の低迷や需要減少が幅広い分野で影響を与えています。

そのため、市内中小企業・小規模企業が社会経済環境の変化に対応し、経営の安定化を図るための、経営改善、経営基盤の強化に資する支援を充実させ、地域経済の回復に取り組む必要があります。

大津市中小企業の景況感



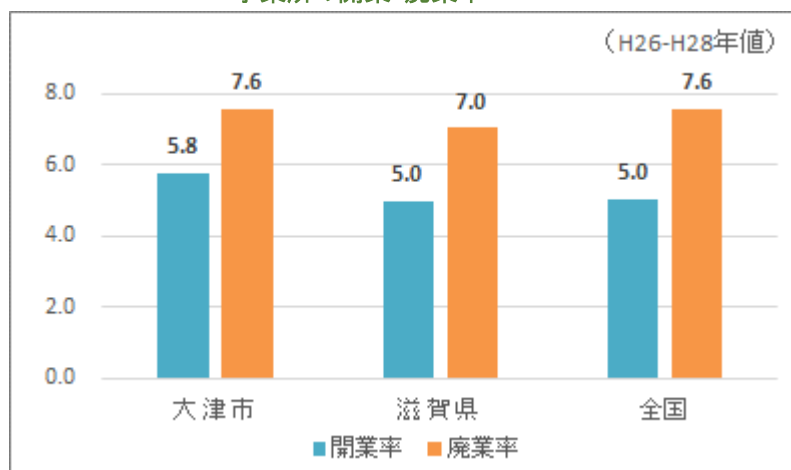
出所：大津商工会議所「大津企業景況調査報告書」(各年7月～9月期)より作成

(2) 起業・創業の促進

本市においては、全国や滋賀県と比較すると、新規開業率はやや高い水準にあり、「大津市・草津市の創業支援等事業計画」を策定し、「産」「学」「官」「金」による起業家の発掘から育成、地域への定着までを、创业者のニーズに応じて支援しているところです。

創業へのニーズを適切にキャッチすることで新規開業率を引き上げ、地域に新たな活力をもたらす創業を促進するためにも、創業希望者への支援の充実と併せて、地域の活性化や社会問題の解決に向けた起業等に、若者、高齢者、女性等誰もが挑戦しやすい環境づくりが求められます。

事業所の開業・廃業率



出所：平成26・28年経済センサスに基づき作成

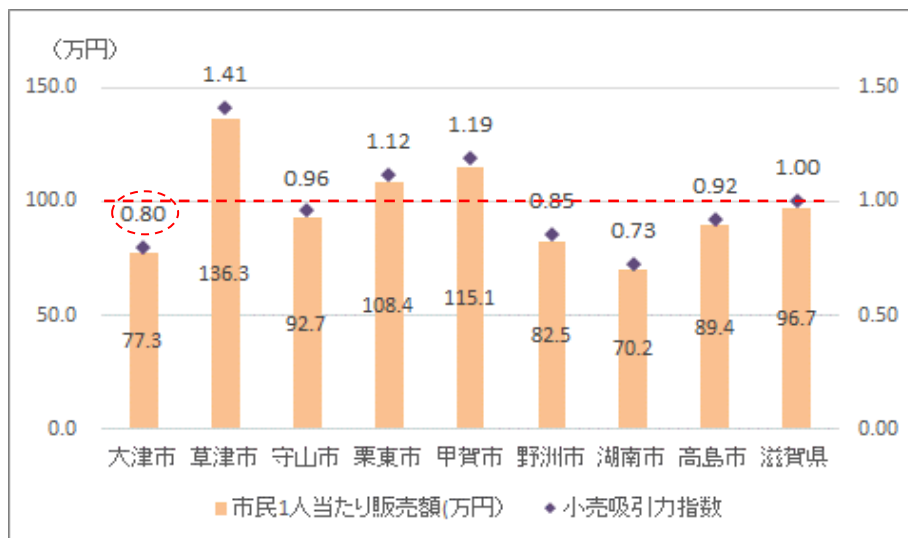
（３）地域内消費の促進

地域内消費を促進させるための要素としては、地域資金への流入促進、地域資金の流出防止、地域外収入の確保が挙げられます。

しかしながら、本市の小売吸引力指数は、0.80 と近隣市に比しても低く、消費の一部が他地域に流出している状態のため、生産・製造・加工した商品やサービスの消費と利用の促進を一層行う必要があります。

また、中小企業・小規模企業の生産性と付加価値を高め、地域の資源を活かした新たな価値を創出すること等により、地域外から資金を獲得する取組を進め、地域の特性や地域資源を活用したビジネスの創出等を通じて交流人口を誘引し、市外の人々に大津市内で消費をしてもらうことが必要です。

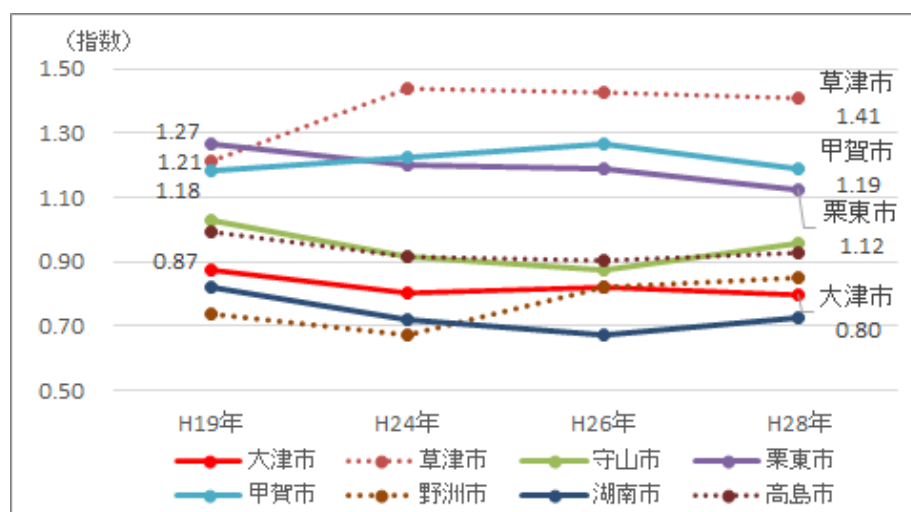
本市及び県内近隣市の小売吸引力指数



※小売吸引力指数…市民一人あたりの小売販売額を県民一人あたりの小売販売額で除したものであり、1.0 を上回る都市は、周辺都市から購買客を吸引している状態にある。

出所：年間小売販売額；平成 28 年経済センサス活動調査、人口：平成 27 年国勢調査の数値に基づき算出

本市及び県内近隣市の小売吸引力指数の推移

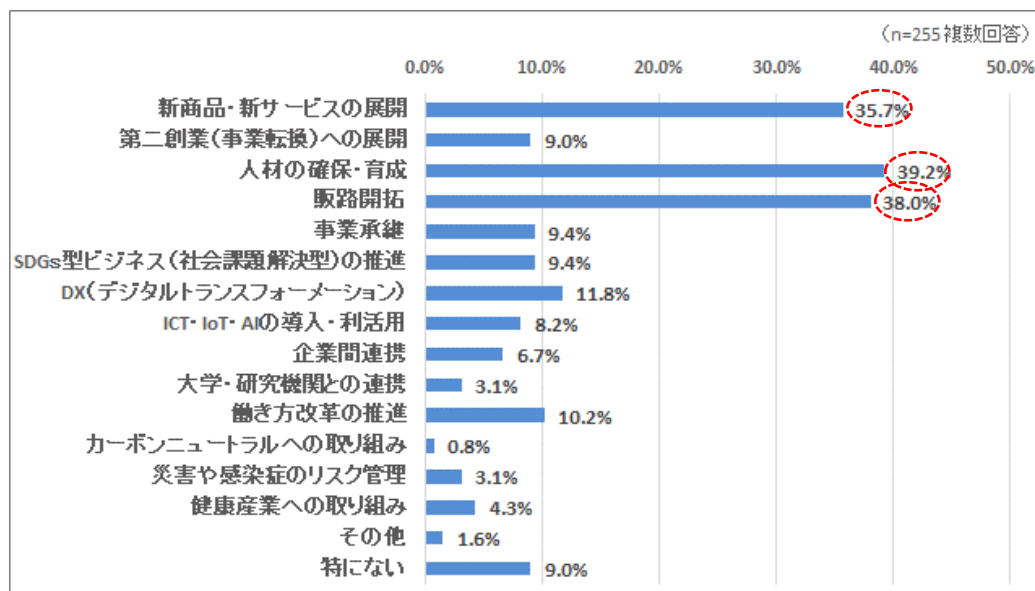


出所：年間小売販売額；経済センサス、商業統計、人口：平成 27 年国勢調査、滋賀県推計人口の数値に基づき算出

（４）人材の確保・育成

市内事業者アンケート結果からも「人材の確保・育成」は重要な課題の一つとなっています。多くの中小企業・小規模企業が抱える人材確保の課題に向けて、本市中小企業・小規模企業の魅力を伝えつつ、新規学卒者や UIJ ターンを希望する学生・若者等へのアプローチやマッチングを支援していく必要があります。

経営戦略上、今後、取り組みたいこと



出所：大津市「市内中小企業・小規模企業アンケート調査」

（５）誰もが働きやすい環境と多様な働き方の実現

長時間労働の是正や多様な働き方の実現等に向けた「働き方改革」が推進されています。

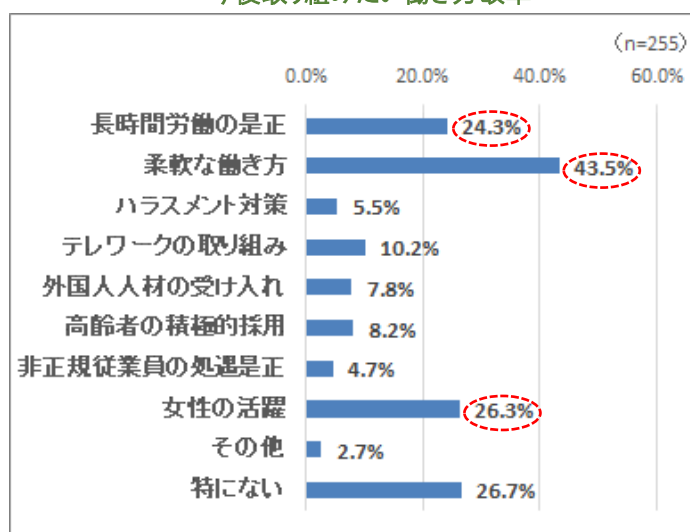
生産年齢人口の減少等に伴う人材不足の中、多様な人材の確保・定着のためにも雇用環境の充実が求められています。

市内中小企業・小規模企業の今後取り組みたい働き方改革としては、「柔軟な働き方」が43.5%と最も多く、次いで「女性の活躍」(26.3%)

「長時間労働の是正」(24.3%)等が挙げられています。

またこれからは、自由度の高い働き方、ワーク・ライフ・バランス、さらには、人、社会、地球環境の持続可能な発展を意識したライフスタイル等多様な働き方の実現に向けた環境整備が求められます。

今後取り組みたい働き方改革



出所：大津市「市内中小企業・小規模企業アンケート調査」

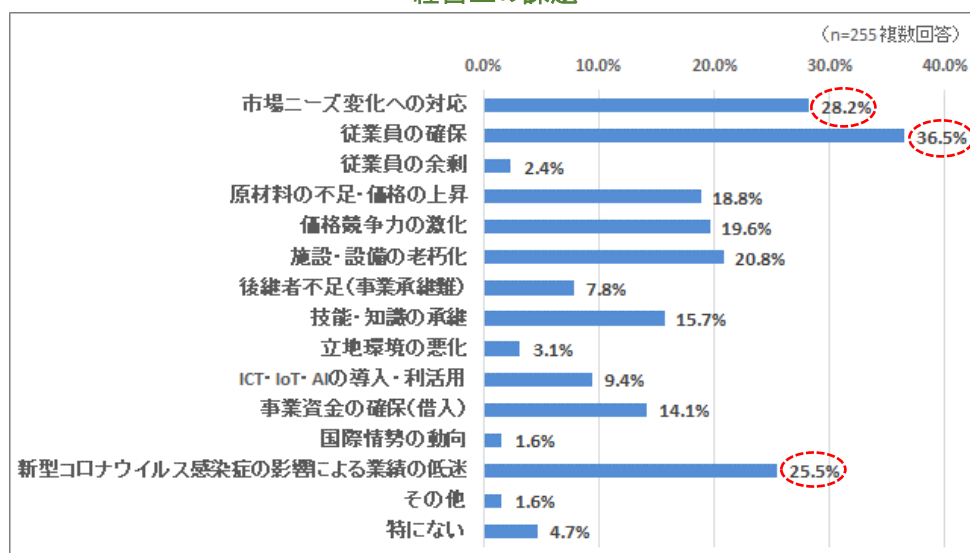
2 市内中小企業・小規模企業の意向

①経営上の課題と今後取り組みたいこと

市内中小企業・小規模企業を対象に実施したアンケート結果によると、経営上の課題は、「従業員の確保」を挙げるものが36.5%と最も多く、次いで「市場ニーズへの対応」(28.2%)及び「新型コロナウイルス感染症の影響による業績の低迷」(25.5%)等が挙げられており、経営戦略上、今後、取り組みたいこととしては、「人材の確保・育成」(39.2%)、「販路開拓」(38.0%)、「新商品・新サービスの展開」(35.7%)が多く挙げられています。

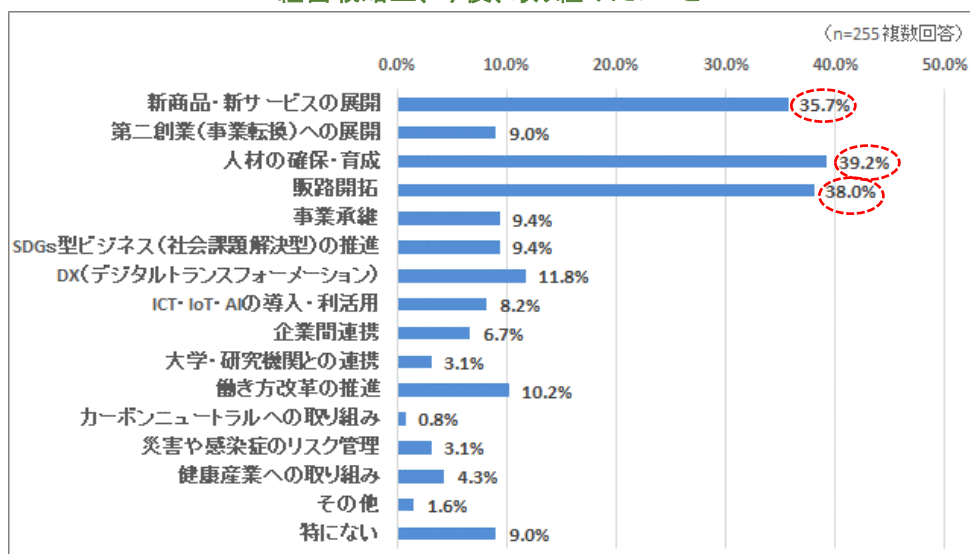
市内中小企業者・小規模企業者を対象に実施したヒアリング調査では、経営上の問題点や課題は、人材の確保が難しいこと等の「人材不足・雇用の安定」や経営者の高齢化と後継者がいないこと等「事業承継問題」が多く挙げられており、加えて、デジタル化、社会活動・社会貢献、働き方改革への対応等の課題が挙げられています。

経営上の課題



出所:大津市「市内中小企業・小規模企業アンケート調査」

経営戦略上、今後、取り組みたいこと



出所:大津市「市内中小企業・小規模企業アンケート調査」

②大津市に期待する支援や取組

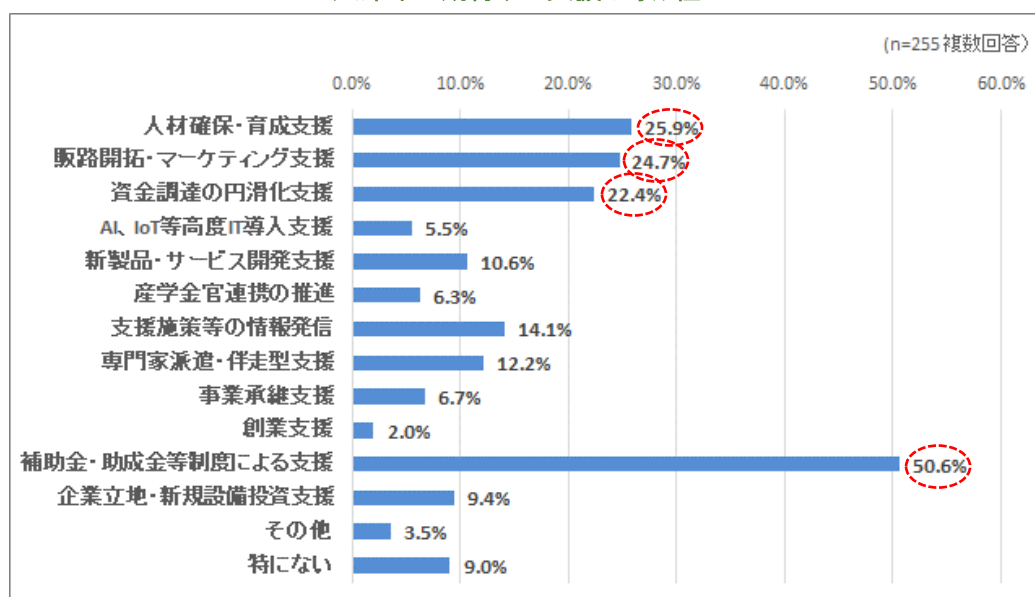
アンケート結果によると、新型コロナウイルス感染症の影響による業績が低迷する中で、半数の市内中小企業・小規模企業は、「補助金・助成金等制度による支援」を期待していることがわかります。

加えて、経営上の課題や今後、取り組みたいこととして挙げられている人材の確保・育成や販路開拓、新商品・新サービスの展開への取り組みと相まって、「人材確保・育成支援」(25.9%)、「販路開拓・マーケティング支援」(24.7%)、「資金調達の円滑化支援」(22.4%)等が大津市に期待する支援や取り組みとして挙げられています。

ヒアリングの結果からは、「人材の確保・育成に関する支援」「起業・創業支援の充実」に関わるものが多く挙げられており、加えて、「市の情報発信機能の充実」や「デジタル」、「脱炭素」の観点に立った事業展開への支援等の「時代潮流に対応した事業展開への支援」や「大津らしさ（地域特性や地域資源）の活用」による事業展開への支援が挙げられています。

また、地域を牽引する企業となる事業者を発掘して育てること等による「地域経済の活性化」や「女性や高齢者等の起業や雇用の促進」等が挙げられています。

大津市に期待する支援や取り組み



出所：大津市「市内中小企業・小規模企業アンケート調査」

1 目指すべき姿

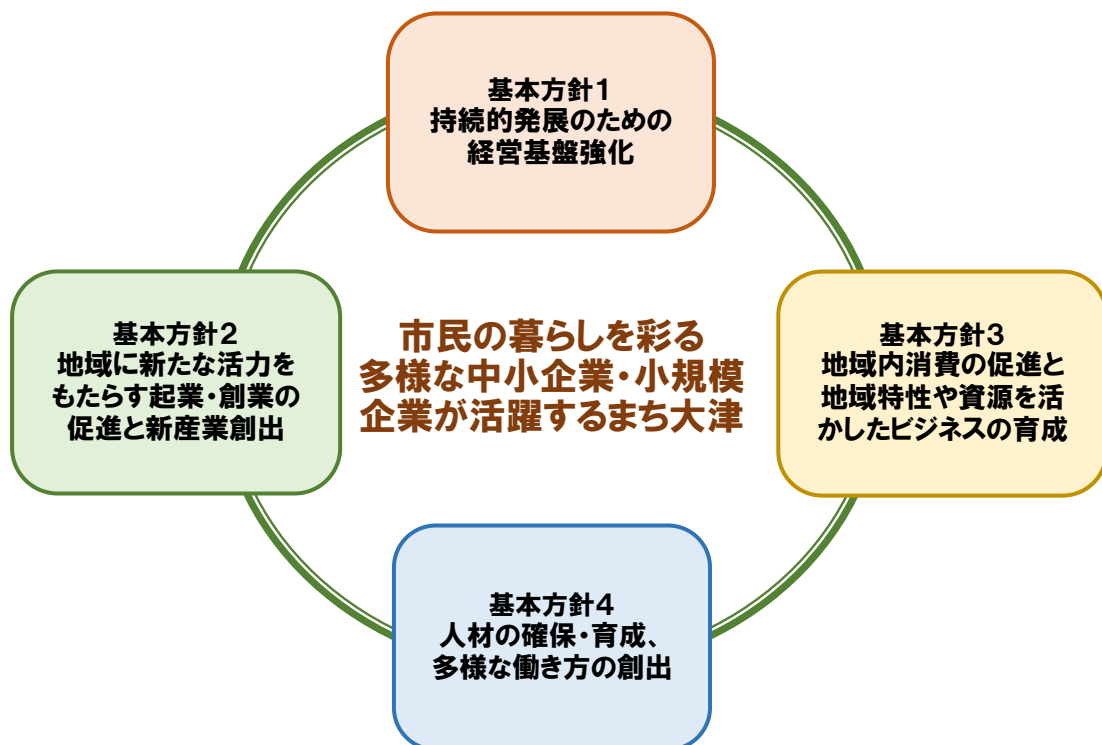
市民の暮らしを彩る多様な 中小企業・小規模企業が活躍するまち大津

市内の中小企業・小規模企業が、本市の特性や地域の資源を最大限に活かし、創意工夫と自助努力を重ねることは、市内経済の活性化と市民の暮らしの豊かさにつながります。地域に活力をもたらす起業・創業も含め、新しい時代に即した価値を提供できるよう本市の多様な中小企業・小規模企業が活力を発揮するとともに個性豊かに発展するまちを目指します。

2 基本方針

目指す将来像「市民の暮らしを彩る多様な中小企業・小規模企業が活躍するまち大津」を実現するため、4つの基本方針を設定し、推進施策を展開します。

基本方針を設定



基本方針 1 持続的発展のための経営基盤強化

中小企業・小規模企業は、資金や人材といった経営資源が限られており、少子高齢化やグローバル化、IoT や AI 等の技術革新とデジタル化、景気動向等の構造変化の影響を受けやすく、これらのことは、特に経営基盤が脆弱な小規模企業に顕著に現れ、経営課題は、経済社会情勢の変化とともにますます多様化・複雑化しています。

加えて、令和 2 年 1 月からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大や各国の経済活動の停滞により、地域経済や働き方への影響等も厳しい立場に置かれています。

このため、生産性向上、新分野進出等の事業再構築、人材確保、資金調達、経営改善、事業承継等の中小企業・小規模企業が有する機動性、柔軟性、創造性を生かした事業展開や事業の発展段階に応じた多様な支援により、中小企業・小規模企業の経営改善、経営基盤の強化を図っていきます。

基本方針 2 地域に新たな活力をもたらす起業・創業の促進と新産業創出

起業・創業や新たな事業に挑戦していくことは、市民の暮らしを豊かにする新しい商品・サービスが創出され、地域経済の活性化と大きな雇用創出効果をもたらすことになります。

関係機関が一体となった創業支援体制により、起業家の発掘から育成、地域への定着まで、創業者のニーズに応じた支援の取組を推進し、若者や女性、高齢者等も含めた誰もが創業しやすい環境づくりを行います。

また、創業の普及啓発に関する取組等による創業希望者の増加を図るとともに、創業した後に直面する様々な課題に対する段階的な支援策を整備することで、地域に新たな活力を生み出す中小企業・小規模企業が数多く育つ環境を整えていきます。

さらに、中小企業・小規模企業は、これまで蓄積してきた経営・技術革新のノウハウを活かしつつ、カーボンニュートラル等環境や社会へ配慮した新産業等の新分野進出や付加価値の創出によって困難を乗り越えていくことが重要です。

新分野への進出や付加価値の創出を促進するために、個々の事業者の創意工夫に加え産学官金連携のさらなる推進等により、革新的な発想を生み出し相乗効果を図ります。

基本方針３ 地域内消費の促進と地域特性や資源を活かしたビジネスの育成

地域内消費の拡大や賑わいの創出等により、市内全体の活性化を図り、中小企業・小規模企業の振興につなげていくことが重要であり、消費喚起や関係人口を増やし観光消費を拡大することや、市内の企業間の連携を深め、取引の活性化を図ることで、市内で生産された製品やサービスを積極的に消費し、地域内の経済を活性化させることが求められます。

また、地域の特性や強みを活かして生産した製品を地域外に販売し、その収入を地域内に還流させることも必要です。

このため、本市の特性や地域資源と中小企業・小規模企業が蓄積する技術、経験、人材、ネットワークの活用等により、本市の特性や地域資源を活かした魅力あるビジネスの育成を促進します。

さらに、市民に対しても、地産地消の推進や、市内で生産・加工された製品の情報発信等に取り組み地域内消費を促進します。

基本方針４ 人材の確保・育成、多様な働き方の創出

生産年齢人口の減少等を背景に、中小企業・小規模企業において、人手不足の問題は深刻化しており、人材確保に向けた支援が喫緊の課題となっています。

事業者アンケート調査でも、経営課題として「人材不足」と回答する事業所の割合が高く、事業活動を継続するための支援として「人材確保と人材育成」が多くの中小企業者・小規模企業者から求められている支援となっており、本市の中小企業・小規模企業の活性化における喫緊の課題といえます。

その課題解決のため、人材確保に加え、女性・高齢者等の多様な人材活用への支援、児童生徒への勤労観や職業観の育成や創業意識の喚起等を行っていきます。

また、学生や若者を中心に、さまざまな媒体、機会を通じて本市の中小企業・小規模企業の魅力を伝えるとともに、多様化する働き方やワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発し、誰もが働きやすい環境づくりを支援します。

第5章

中小企業・小規模企業振興の推進施策

前章で示した4つの基本方針の下、関係機関と連携、協働し以下の推進施策を展開します。

なお、基本方針ごとに5年後を目安に重要業績評価指標（KPI）を設定し、より実効性のあるものとするため、次章に掲げる推進体制により毎年度進捗管理を行います。

またこの章全体についても、社会経済情勢の変化に伴い必要に応じて見直すこととします。



基本方針1 持続的発展のための経営基盤強化

売上増加事業者の割合を増加させます

(1) 方向性

中小企業・小規模企業が、経営基盤の脆弱さや経営資源確保の困難性等の問題を克服し、自立した活力ある企業として維持発展し、厳しい環境変化を乗り越えるため、経営基盤の強化への様々な活動を積極的に支援していきます。

(2) 推進施策

1-1 経営支援の充実・強化

中小企業者・小規模企業者への伴走型経営支援の充実・強化を図り、経営上の課題解決に取り組みます。

【主な取組】

- 地域ビジネス支援室による事業者伴走型支援
- 商工団体等による事業者伴走型支援
- 経営発達支援計画の推進
- 商工団体等への補助

1-2 デジタル化の支援

情報提供や啓発を行いながら、中小企業・小規模企業の「人手不足」「労働生産性向上」等の経営課題に対応するためのデジタル化を商工団体等と連携し支援します。

【主な取組】

- デジタル化の見識の深化
- デジタル人材育成に係る支援
- 生産性向上を目的とするITツール等導入に係る補助

1-3 販路開拓の支援

新技術や新商品の開発とその販路開拓に取り組む中小企業者・小規模企業者への支援の充実を図ります。

【主な取組】

- 展示会出展等による販路開拓に係る補助
- 産業化支援コーディネーターの派遣

1-4 事業承継の支援

円滑な事業承継の促進に向けて、情報提供や啓発を行いながら、事業承継を希望する中小企業者・小規模企業者と経営資源を引き継ぐ意欲のある方とのマッチング支援や、後継者育成、事業承継対策に係る研修会等を実施する商工団体や金融機関等との連携を強化します。

【主な取組】

- 事業承継に係る支援機関への支援
- 産業化支援コーディネーターの派遣
- 関係機関との連携強化と周知啓発

1-5 事業継続力の強化

年々増加する自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症に代表される感染症の拡大等の緊急事態を想定し、事業の継続や早期復旧のために必要な対応策をまとめるBCP(事業継続計画)等策定の取組を促進します。

【主な取組】

- BCP等策定の重要性の啓発
- 事業継続力強化支援計画の推進

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

数値目標

	指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
①	事業者支援件数	8,753 件	9,600 件
②	事業計画策定件数	237 件	280 件
③	営業利益率 1%以上増加 事業者数	—	20 者
④	事業承継件数	10 件	20 件
⑤	BCP等策定件数	17 件	30 件

※①は、大津商工会議所、瀬田商工会、大津北商工会（以下、「市内商工会・商工会議所」という。）及び本市地域ビジネス支援室による支援件数の合計。

※②は、市内商工会・商工会議所及び本市地域ビジネス支援室による支援の結果、事業者が策定した事業計画策定件数を示す。

※①、②の現状値は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいため、平成28年度から令和元年度までの平均の数としている。

※③は、市内商工会・商工会議所による支援の結果、営業利益率が1%以上増加した事業者の数を示す。大津商工会議所及び大津北商工会は3%以上増加事業者数を計上。

※④は、市内商工会・商工会議所、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター及び本市地域ビジネス支援室が支援を行い、事業者が実施した事業承継の数を示す。

※⑤は、市内商工会・商工会議所及び本市地域ビジネス支援室による支援の結果、事業者が策定したBCP及び事業継続力強化計画の件数を示す。

基本方針2 地域に新たな活力をもたらす起業・創業の促進と新産業創出

市内の開業率を伸ばします

(1) 方向性

起業家の発掘から育成、地域への定着までを、创业者のニーズに応じて「産」「学」「官」「金」の連携により支援していきます。

また、市内中小企業・小規模企業がこれまで培ってきた技術や製品・商品、サービスの価値を高めつつ、社会情勢や市民ニーズ等を敏感に把握し次代を担う産業の創出に取り組むための支援の充実を図ります。

(2) 推進施策

2-1 創業環境の整備

本市や商工団体等が寄り添った支援を行い、創業後や第二創業にあってもオーダーメイド支援を行い、起業・創業を目指す方々が安心して実現できる環境を整備します。

【主な取組】

- 大津市・草津市創業支援等事業計画の推進
- 起業・創業に係る補助制度の創設

2-2 新たな事業創出の促進

カーボンニュートラル等環境や社会への配慮、デジタル技術を活用した新たなビジネス等、今後、成長が見込まれる新産業（新分野）に関連した事業の創出を支援します。

【主な取組】

- 産業化支援コーディネーターの派遣
- 関係機関との連携強化

(3) 重要業績評価指標（KPI）

数値目標

	指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
①	創業支援に係る 事業者支援件数	2,438 件	2,600 件
②	新設事業所数	666 件	730 件

※①は、市内商工会・商工会議所、滋賀県産業支援プラザ及び本市地域ビジネス支援室による支援件数の合計。

※②の現状値は、平成28年経済センサス活動調査の基準日に存在した事業所のうち、平成26年経済センサス基礎調査以降に開設した事業所において、1年当たりで新設した事業所を算出した数。目標値は、令和8年度時点の直近の経済センサスにおいて算出した数とする。

基本方針3 地域内消費の促進と地域特性や資源を活かしたビジネスの育成

小売吸引力指数を増加させます

(1) 方向性

市内での消費喚起や地産地消の推進、観光消費の拡大等を図ることで、地域の賑わいを創出し地域内消費を促進し、経済を活性化させるとともに、地域の特性や資源を活かしたビジネスによる本市の発展と活力向上を推進します。

(2) 推進施策

3-1 地産地消の促進

生産地と消費地が近いという本市の特性を活かして地産地消を推進するとともに、直売所の活用や、農商工連携の促進、地域ブランド化に努め、地域内の消費を促進します。

【主な取組】

- 学校給食における大津市産農産物等の供給の推進
- 関係機関との連携強化と情報発信

3-2 観光・MICE の振興

内外の観光客に“えらばれるびわ湖大津”を目指し、本市の資源を活用したコンテンツにおける環境整備や高付加価値化を推進するとともに、びわ湖畔に位置するコンベンション機能を活かしたMICE推進やインバウンドを図ることにより、関係人口を増やし観光消費を拡大することにより地域内の消費を促進します。

【主な取組】

- ワンストップ相談窓口等MICE受け入れ体制の整備
- MICE誘致に向けたプロモーションの強化
- MICE関連事業者の取組支援

3-3 商店街の活性化

地域の顧客ニーズや消費の需要に応え、地域社会に密着した商店街のにぎわいを創出し、魅力ある地域にすることで消費喚起を図り、地域内の消費を促進します。

【主な取組】

- 地域の賑わい創出に係る事業への補助

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

数値目標

	指 標	現状値	目標値
①	J A 直売所及び卸売市場への 大津市産青果物の出荷額	2 億 8,620 万円 (令和 2 年度)	2 億 8,708 万円 (令和 6 年度)
②	観光消費額	1,845 億円 (令和元年)	1,982 億円 (令和 7 年)

※①は、市内の J A 直売所及び卸売市場への出荷額であり、目標値は大津市農業振興ビジョン（令和 3 年 4 月 1 日改定）に掲げる目標と整合させ令和 6 年度の目標値としている。

※②は、来訪者の大津市内での観光消費額の総額を示すもので、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けたため現状値は令和元年の額としており、目標値は令和 4 年度からの第 3 期大津市観光交流基本計画に掲げる目標と整合させ令和 7 年の目標値としている。

基本方針4 人材の確保・育成、多様な働き方の創出

人材確保の充実と柔軟な働き方の実現を目指します

(1) 方向性

人材確保に加え、女性・高齢者等の多様な人材活用への支援、意識改革等の経営者の育成、児童生徒への勤労観や職業観の育成等を行っていきます。また、学生や若者を中心に、さまざまな媒体、機会を通じて本市の中小企業・小規模企業の魅力を伝えとともに、多様化する働き方やワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発し、誰もが活躍しやすい就労環境づくりを支援します。

(2) 推進施策

4-1 人材確保の支援

非正規雇用や仕事を持たない若者等を対象に、就職促進を図るための就職面接会を開催し、市内中小企業・小規模企業への就職を促進します。

【主な取組】

- おおつ就職面接会の開催
- 移動労働相談
- 国・県等との連携と情報発信

4-2 キャリア教育の推進

児童生徒の職業観・勤労観を醸成し、地元企業への就職意欲を高めるため、中小企業・小規模企業や関係機関、小中学校や高等学校、大学等の教育機関との連携のもと、社会科見学、ボランティア活動、職場体験、インターンシップ等の教育活動を通じてキャリア教育を推進します。

【主な取組】

- キャリア教育推進体制の構築

4-3 働き方改革の推進

自由度の高い働き方、ワーク・ライフ・バランス、さらには、人、社会、地球環境の持続可能な発展を意識したライフスタイル等多様な働き方の実現に向けた環境整備をするための普及啓発を行います。

【主な取組】

- ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催
- 従業員の育児休業・育児休暇の取得推進に熱心な企業等への表彰

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

数値目標

	指 標	現状値	目標値 (令和 8 年度)
①	就職面接会参加事業者数	100 者	120 者
②	ワーク・ライフ・バランス セミナー受講者数	184 人	200 人

※①の現状値は、本市が開催している「おおつ就職面接会」及び「おおつ学生・若者就職フェア」に参加した事業者の数を示す。なお、令和 2 年度は「おおつ学生・若者就職フェア」は新型コロナウイルスの影響で中止したため、現状値は平成 28 年度から令和元年度までの平均の数としている。目標値は、面接会の開催方法のあり方等の工夫を含めた目標値としている。

※②は、本市が開催している「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の受講者数を示す。令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響で制限を設けて開催したため、現状値は平成 28 年度から令和元年度までの平均の数としている。

1 推進体制

本ビジョンの推進にあたっては、「大津市地域産業振興条例」に規定した、事業者、金融機関、教育研究機関、産業関係団体、市民、市の各主体がそれぞれの責務・役割を果たしつつ、緊密に連携・協働して、本ビジョン・施策を推進します。

また、具体的な施策の実施にあたっては、学識経験者、金融機関、産業関係団体、事業者、国、県等で構成する組織において、進捗管理や必要に応じて施策の検証等を実施し、目標達成に効果的な実施方法・内容への見直し・改善を図りながら取り組みます。

2 事業者ヒアリング強化月間の設定

中小企業・小規模企業のもつ経営課題をキャッチアップするとともに、ニーズ に合致した効果的な施策展開を行う上で、市担当職員による事業者ヒアリング強化月間を設け、中小企業者・小規模企業者を訪問しヒアリングを実施し、施策評価や施策展開への見直し・改善に資していくとともに、中小企業・小規模企業に寄り添った支援を行ってまいります。

また、適宜アンケート調査を実施し、計画の目標値の検証や施策展開への基礎資料に活用します。

大津市地域産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、地域産業の振興に関し、基本理念を定め、並びに事業者、金融機関、教育研究機関、産業関係団体及び市民等の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域産業の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、地域産業の振興を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び市民等の暮らしの豊かさの向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産業 市内で財又はサービスの生産又は供給を行う産業をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う会社及び個人であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者（次号に掲げる者を除く。）をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項の小規模企業者に該当する事業者をいう。
- (5) 大企業者 前2号以外の事業者をいう。
- (6) 教育研究機関 市内の大学その他の教育機関又は市内において産業の振興に資する研究を行う機関をいう。
- (7) 産業関係団体 事業者の支援その他の地域産業の振興に資する活動を行うことを目的とする団体をいう。
- (8) 市民等 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 地域産業の振興は、琵琶湖及び比良、比叡の山に代表される水と緑豊かな恵まれた環境の中で先人の営みの集積によって地域ごとに多様な産業が発展してきた本市の特性に鑑み、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、本市の特性及び地域の資源を最大限に^い活かし、個性豊かで活力に満ちたまちの実現を図ることを基本とし、地域産業に関わる全ての者の相互の密接な連携及び協力の下に、地域経済を支える中小企業者及び小規模企業者を始めとした事業者の事業の発展や次代を担う産業の創出・育成、多様な人材の育成とその創造力の活用、事業環境の整備等を総合的に推進することにより、事業者の事業活動の活性化を図ることを旨として、行われなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の役割)

第4条 中小企業者及び小規模企業者は、経営基盤の強化、経営の革新、人材の育成、雇用環境の充実その他自らの事業の発展に向けた取組を推進するよう努めるものとする。

- 2 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者及び小規模企業者が地域産業の振興において果たす役割の重要性を認識し、積極的にこれらの者と連携及び協力することにより、地域産業の振興に寄与するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第6条 金融機関は、適切かつ円滑な資金の供給、的確な経営相談の実施及び有用な情報の提供を行うことにより、中小企業者及び小規模企業者の経営の安定及び改善に協力し、並びに新たな産業の創出及び育成の支援に努めるものとする。

(教育研究機関の役割)

第7条 教育研究機関は、産業に関する研究成果の普及等を通じて事業者への多角的な支援を行うよう努めるとともに、学生、生徒及び児童の地域産業への関心を高め、地域産業の振興に携わる多様な人材を育成するよう努めるものとする。

(産業関係団体の役割)

第8条 産業関係団体は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重しつつ、それぞれの特徴を活かした事業者の活動の支援に努めるものとする。

- 2 産業関係団体は、その構成員相互の連携及び協働の促進を図り、並びに他の産業関係団体と連携し、及び協働して地域産業の振興に資する活動に取り組むよう努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第9条 市民等は、地域産業の振興の重要性について理解を深め、地域産業の健全な発展に協力するよう努めるとともに、積極的に事業者が生産、製造若しくは加工した商品を消費し、又は提供するサービスを利用するよう努めるものとする。

(市の責務)

第10条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に対応した振興施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市は、振興施策の推進に当たっては、国、県その他の関係機関並びに事業者、金融機関、教育研究機関及び産業関係団体との連携及び協働を図るものとする。

(振興施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、振興施策を講ずるものとする。

- (1) 地域産業を支える中小企業者及び小規模企業者の事業の振興を図ること。
- (2) 経営の革新及び創業並びに新たな産業の創出を促進すること。
- (3) 地域の特性、多様な資源等を活かした産業を育成すること。
- (4) 地域産業を担う人材の育成及び雇用を促進すること。

(推進体制の整備等)

第12条 市は、振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を行うものとする。

2 市は、振興施策の効果的な推進のため、事業者の実態を適切に把握し、事業者及び関係機関等の意見を振興施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(広報啓発等)

第13条 市は、事業者、金融機関、教育研究機関及び産業関係団体が一体となって地域産業の振興に取り組むための情報を提供するとともに、市民等の地域産業の振興に関する理解の促進に向けた啓発を行うものとする。

2 市は、中小企業者及び小規模企業者が生産、製造又は加工した商品及び提供するサービスの市民等の消費及び利用の促進のため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保)

第14条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市中小企業振興に関する円卓会議

（敬称略）

区 分		所 属	氏 名	備考
1	学識経験者 （大学）	立命館大学専門職大学院 経営管理研究科	肥塚 浩	教授
2		龍谷大学 経済学部	辻田 素子	教授
3	金融機関	滋賀銀行	河合 充裕	ソリューション営業室 地域振興グループ課長
4		日本政策金融公庫 大津支店	橋本 元気	大津支店長
5	経済団体	大津商工会議所	藤本 正勝	次長
6		大津北商工会	西澤 彰	参事
7		瀬田商工会	中村 裕二	主幹
8	民間有識者	フロンティア・マネジメント(株)	大西 正一郎	代表取締役
9	国・県	国（中小企業庁）	二目 真次	近畿経産局中小企業課 課長補佐
10		滋賀県中小企業支援課	杲 一哉	課長
11		滋賀県産業支援プラザ	林 猛	販路開拓課長
12		滋賀県よろず支援拠点	西山 彰子	コーディネーター
13	事業所	(株)リニアティ	山口 雅史	代表取締役
14		(株)古川与助商店	河村 朱美	代表取締役
15	事業者団体	滋賀県中小企業家同友会 大津市部	八谷 香央梨	役員



大津市中小企業・小規模企業振興ビジョン

令和4年4月

大津市 産業観光部 商工労働政策課

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町 3-1
電話番号:077-528-2754 ファックス番号:077-523-4053

■ 条例制定について

- 1、本市は、住宅都市として発展してきたことから、市内事業所の約9割が中小企業者等という特性になっている。本条例については、商工会などの経済団体の機能を拡充・強化することで、現在市内で事業を営んでいる中小企業者等への支援を行うことを念頭におき制定する。
- 2、市民の地元中小企業の利用促進や雇用の創出、企業と市民の相互理解（地域コミュニティへの企業参加など）を深めるために、市の責務や民間事業者・経済団体の役割、市民に協力してほしいことを規定する。地域産業の振興を推進することで、地域経済の活性化及び市民等の暮らしの豊かさの向上に資することを目的として、制定する。
- 3、本条例をもとに、市内の産業振興の活性化を目的とした「川西市産業ビジョン」を補強、補完する役割とし、市の産業振興等の施策や事業を効果的に推進する。
- 4、商工会と連携して市内事業者へ実態調査を実施し、調査結果を条例に反映する。中小企業の実態を把握し、今後の商工施策への反映の参考とする。（～5/31まで）

中小企業振興条例制定に向けてのご意見・ご提案シート

皆様におかれましては、お忙しいところかと存じますが、当シートにご記入いただき、E-mail で、
5月30日(金)までに、ご回答をお願いします。

なお、ご回答は任意の様式でご提出いただいても結構です。

【担当】川西市産業振興課 上原・高橋・松岡 E-mail : kawa0181@city.kawanishi.lg.jp

1、条例制定の目的について

川西市の条例として、それぞれの立場において、どのような内容で目的を設定するのが適切となるか、他市の事例等も参考にしながら、ご意見ください。

2、条例の制定にあたって、市や事業者等の役割について

川西市の条例として、市・事業者（大企業、中小企業、小規模企業、など）・経済団体（商工会など）・市民等がどのような役割とするか、他市の事例等も参考にしながら、ご意見ください。

3、その他（自由記載）

その他、お気づきの点等ございましたら、ご意見ください。

本部会の進め方について	部会開催時期	主な内容
第 1 回 【情報共有(市の現状等)と部会等の様々なご意見を通して条例を制定していく流れの醸成の場】	5月21日	情報共有と条例制定 していく流れの醸成
《進行内容》 1. 委嘱状の交付（市長から部会長へ交付） 2. 市長挨拶及び各部会員との意見交換 3. 川西市の現状（産業ビジョン等）について 4. 条例制定に向けて実施したアンケート結果について（～5/31まで実施） ・アンケート調査の共有と実施状況（配布先や配布枚数） ・アンケート調査集計の速報結果の共有 （内容（課題）について確認） （現状の課題やニーズを把握したアンケート結果の提示、条例制定の基礎資料とする。） 5. 兵庫県及び他市の事例について ・他市の条例のサンプルを提示 6. 中小企業振興条例の方針（必要性）について ・条例の目的や必要性について共有する。 ・条例制定に向けて方向性をつけていくため、 部会員の意見の提出を依頼する。（5/30提出〆切） ・後日、アンケートの最終結果と分析結果の共有 結果について、事前送付予定 7. 今後の部会で取り組む予定内容及びスケジュールについて		
第 2 回 【それぞれの立場役割での意見収集と議論・分析】	6月中旬～下旬	意見収集・ 分析・議論
《進行内容》 * 実態調査の結果を踏まえた具体的な施策の提案や議論を想定 （例：中小企業診断士【商工会依頼】にアンケート結果を診断してもらう等の分析を行う） 1. ご意見の集約を提示 2. 意見交換の実施 3. 条例の基本方針や大枠を策定する。 ・部会での合意を形成を目指し、必要に応じて修正する。 ・条例の名称についても、本部会で決めていくため、ご意見を聴取していくことを伝える。		
第 3 回 【意見の見える化（対比含む）・骨子案の提示と議論・合意形成】	7月中旬～下旬	骨子案提示と議 論・合意形成
《進行内容》 * 条例案の骨子を作成。これにより、条例案の具体的な内容について詳細に検討する段階。 1. 条例素案の作成 条例の構成や内容を具体化し、素案を作成提案。 2. ご意見の対比を行い、再度、討議を行う。		
第 4 回 【条例案策定の最終段階・全体合意】	9月調整中	全体合意
《進行内容》 * 全体合意をめざし、最終的な条例案をまとめ上げる段階を想定 1. 第 2、3 回の意見の集約をおこなった、条例素案の確認 2. 最終調整・全体合意		

川西市産業ビジョン推進委員会(振興条例制定部会) 委員名簿

部会員の任期 令和7年5月21日～令和8年3月31日

		分 野	氏 名	選 出 区 分
1	委員長 部会長	必要と認めるもの	野原 和憲	野原興産(株) 川西市商工会 副会長
2	委員 部会員	学識経験者	山下 紗矢佳	武庫川女子大学経営学部 准教授
3	委員 部会員	必要と認めるもの	柳 歩	川西市商工会商業部会 部会長
4	委員 部会員	必要と認めるもの	二岡 美樹子	川西市商工会女性部会 部会長
5	委員 部会員	必要と認めるもの	西田 哲也	エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社 経営企画室サステナビリティ推進部長
6	委員 部会員	必要と認めるもの	小堂 英子	みなと銀行川西支店 支店長
7	委員 部会員	必要と認めるもの	稲継 弘幸	尼崎信用金庫 営業推進グループ 兵庫北地区 部長
8	委員 部会員	学識経験者	時任 啓佑	Blooming Camp コミュニティマネージャー
9	オブザーバー	必要と認めるもの	九鬼 麻衣	川西市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー

(敬称略)